

官報

号外 昭和四十八年四月六日

第七十二回 参議院會議録第十号

昭和四十八年四月六日(金曜日)
午前十時三十分開議

○議事日程 第十号

昭和四十八年四月六日
午前十時開議

第一 千九百六十一年度の麻薬に関する単一条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

第二 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○本日の会議に付した案件

一、請暇の件

以下 議事日程のとおり

○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。

この際、おはかりいたします。

田中茂穂君から病氣のため二十五日間請暇の申し出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

昭和四十八年四月六日 参議院會議録第十号 請暇の件 千九百六十一年度の麻薬に関する単一条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

よって、許可することに決しました。

○議長(河野謙三君) 日程第一 千九百六十一年度の麻薬に関する単一条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件を議題といたします。まず、委員長長の報告を求めます。外務委員長平島敏夫君。

審査報告書

千九百六十一年度の麻薬に関する単一条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和四十八年四月三日

外務委員長 平島 敏夫
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、麻薬の一層効果的な国際統制の実現を図るため、千九百六十一年度の麻薬に関する単一条約を改正しようとするものであつて、その内容は、国際麻薬統制委員会の機能及び統制権限の強化、同委員会の資料収集源の拡大、麻薬犯罪を引渡犯罪とみなす規定の新設、麻薬の濫用に対する措置の強化等が主なるものである。この議定書を締結することは、麻薬の濫

用がもたらす害毒を防止するための国際協力を増進するうえで適切であると考えられるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

別に費用を要しない。

千九百六十一年度の麻薬に関する単一条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

昭和四十八年二月二十日

内閣総理大臣 田中 角榮

千九百六十一年度の麻薬に関する単一条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

千九百六十一年度の麻薬に関する単一条約を改正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百六十一年度の麻薬に関する単一条約を改正する議定書

前文

この議定書の締結は、千九百六十一年三月三十日にニュー・ヨークで作成された千九百六十一年度の麻薬に関する単一条約(以下「単一条約」という)の規定を考慮し、単一条約を改正することを希望して、次のとおり協定した。

第一条 単一条約第二条4、6及び7の改正

単一条約第二条4、6及び7を次のように改める。

4 附表Ⅲに掲げる製剤は、附表Ⅱに掲げる薬品を含有する製剤に適用される統制措置と同一の統制措置の適用を受けるものとする。た

だし、これらの製剤については、第三十一条1(b)及び同条3から15までの規定並びに取得及び小口分配に関して第三十四条(b)の規定を適用することを要せず、また、これらの製剤に係る見積り(第十九条)及び統計(第二十条)については、必要な資料は、これらの製剤の製造に使用される薬品の数量に関するものに限られる。

6 附表Ⅰに掲げるすべての薬品について適用される統制措置のほか、あへんは第十九条1(e)、第二十一条の二、第二十三条及び第二十四条の規定の適用を受け、コカ葉は第二十六条及び第二十七条の規定の適用を受け、大麻は第二十八条の規定の適用を受けるものとする。

7 けしは第十九条1(e)、第二十条1(四)、第二十一条の二及び第二十二條から第二十四條までに定める統制措置の適用を受け、コカ樹は第二十二條、第二十六條及び第二十七條に定める統制措置の適用を受け、大麻植物は第二十二條及び第二十八條に定める統制措置の適用を受け、けしがららは第二十五條に定める統制措置の適用を受け、大麻の葉は第二十八條に定める統制措置の適用を受けるものとする。

第二条 単一条約第九条の表題及び1の改正並びに4及び5の追加

単一条約第九条の表題を次のように改める。

1 統制委員会、理事會が選舉する次の十三人の委員で構成する。

(a) 世界保健機關が指名する少なくとも五人の者の名簿の中から選舉する医学上、薬理學上又は藥學上の經驗のある三人の委員
(b) 國際連合加盟國及び國際連合加盟國でない締約國が指名する者の名簿の中から選舉する十人の委員

昭和四十八年四月六日 参議院會議録第十号 千九百六十一年の麻薬に關する單一契約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

單一契約第九條の次に次の4及び5を加える。

4 統制委員会は、諸国の政府と協力して、かつ、この条約の規定に従うことを条件として、栽培並びに薬品の生産、製造及び使用を医療上及び學術上の目的に必要とされる適当な量に制限し、これらの目的のための薬品の入手を確保し、並びに不正な栽培並びに薬品の不正な生産、製造、取引及び使用を防止するよう努めるものとする。

5 統制委員会がこの条約に基づいてとるすべての措置は、諸国の政府と統制委員会との間の協力を促進するとの趣旨並びにこの条約の目的を達成するための効果的な国内措置を支援し及び容易にすることを目的とした諸国の政府と統制委員会との間の継続的な対話を可能にするとの趣旨に合致したものでなければならぬ。

第三條 單一契約第十條1及び4の改正
單一契約第十條1及び4を次のように改める。
1 統制委員会の委員の任期は、五年とする。
委員は、再選されることが出来る。

4 理事会は、統制委員会の勧告があつたときは、第九條2の規定によつて委員に要求される条件を満たさなかつた統制委員会の委員を解任することができる。この勧告は、統制委員会の九人の委員の賛成投票によつて行なう。

第四條 單一契約第十一條3の改正
單一契約第十一條3を次のように改める。
3 統制委員会の會議に必要な定足数は、八人とする。

第五條 單一契約第十二條5の改正
單一契約第十二條5を次のように改める。
5 統制委員会は、薬品の使用及び分配を医療上及び學術上の目的に必要とされる適当な量に制限し及びこれらの目的のための薬品の入手を確保するために、できる限りすみやかに

見積り(補足見積りを含む)を確認するものとし、又は関係政府の同意を得てその見積りを修正することができる。統制委員会は、政府と統制委員会との間で意見が一致しない場合には、独自の見積り(補足見積りを含む)を作成し、通知し及び公表する権利を有する。
第六條 單一契約第十四條1及び2の改正

單一契約第十四條1及び2を次のように改める。

1 (a) 統制委員会は、この条約の規定に基づいて諸国の政府から統制委員会に提出された資料、国際連合の機関若しくは専門機関から通知された資料又は統制委員会の勧告に基づいて麻薬委員会により承認されている機関であることを条件として、他の政府機関若しくは対象となつていない問題について直接に権能を有し、かつ、国際連合憲章第七十一條の規定に基づいて経済社会理事会と協議する地位にあり若しくは理事会との間の特別な取極により同様な地位にある国際的な非政府機関から通知された資料を検討した結果、いずれかの締約国、国又は領域がこの条約の規定を実施していないためこの条約の目的がそこなわれるおそれがあるものと信ずるに足る客観的な理由を有する場合、又は、関係政府に対して協議の開始を提案し又は説明を求める権利を有する。いずれかの締約国、国又は領域が条約の規定を履行しているが不正な栽培又は薬品の不正な生産、製造、取引若しくは消費の重要な中心となつており又は中心となる著しいおそれがある場合には、統制委員会は、関係政府に対して協議の開始を提案する権利を有する。統制委員会は、当該事件について締約国、理事会及び麻薬委員会の注意を喚起する(d)の権利を留保して、この(a)の規定に基づく資料の要求及び

いずれかの政府の説明又は協議の提案及びいずれかの政府との協議を極秘のものとして取り扱わなければならない。
(b) 統制委員会は、(a)の規定に基づく措置をとつた後、必要と認めるときは、この条約の規定を実施するために当該状況の下で必要と認められる是正措置をとるよう関係政府に求めることができる。

(c) 統制委員会は、(a)の事件を説明するため必要と認める場合には、関係政府が適当と考える方法によつてその領域内で当該事件の調査を行なうよう関係政府に提案することができる。関係政府は、この調査を行なうことを決定した場合、当該調査において関係政府の職員を補佐するため必要な資格を有する者の専門的意見及び役務を提供するよう統制委員会に要請することができる。統制委員会が起用する者は、関係政府の承認を受けるものとする。この調査の方法及び期間は、関係政府と統制委員会との間の協議によつて決定する。関係政府は、調査の結果を統制委員会に通知し及び必要と認める是正措置を明示するものとする。

(d) 統制委員会は、関係政府が(a)の規定に基づいて説明を求められて十分な説明を行なわなければ(b)の規定に基づいて求められた是正措置をとらなかつたと認め、又は是正するためには国際的規模における協力を必要とするような重大な事態が存在すると認める場合には、当該事件について締約国、理事会及び麻薬委員会の注意を喚起することができる。統制委員会は、この条約の目的がそこなわれるおそれが大であり、かつ、他のいかなる方法によつても当該事件を十分に解決することができなかつた場合には、当該事件について締約国、理事会及び麻薬委員会の注意を喚起しなければならない。

らない。統制委員会は、また、是正するためには国際的規模における協力を必要とするような重大な事態が存在し、この事態を締約国、理事会及び麻薬委員会に通知することがそのような協力を容易にする最も適切な方法であると認める場合にも、当該事件について締約国、理事会及び麻薬委員会の注意を喚起しなければならない。理事会は、当該事件についての統制委員会の報告及び麻薬委員会の報告がある場合にはその報告を検討した後に、当該事件について総会の注意を喚起することができる。

2 統制委員会は、1(d)の規定に従いいずれかの事件について締約国、理事会及び麻薬委員会の注意を喚起する場合において、必要と認めるときは、当該国若しくは当該領域からの薬品の輸入、そこへの薬品の輸出又はその双方を一定の期間又は統制委員会が当該国若しくは当該領域における事情について満足するまでの間停止するよう締約国に勧告することができる。当該国は、この問題を理事会に提出することができる。

第七條 第十四條の二の追加
單一契約第十四條の次に次の一條を加える。

第十四條の二 技術的及び財政的援助
統制委員会は、適当と認めるときは、第十四條1及び2に規定する措置のほかに又はそれに代わるものとして、関係政府の同意を得て、この条約に基づく義務(第二條、第三十五條、第三十八條及び第三十八條の二に規定するものを含む)。の關係政府による遂行を支援するため技術的援助若しくは財政的援助又はその双方をその政府に与えるよう国際連合の關係機関及び専門機関に勧告することができる。

第八條 單一契約第十六條の改正
單一契約第十六條を次のように改める。
麻薬委員会及び統制委員会の事務局の役務は、事務総長が提供するものとし、統制委員

の事務局長は、事務総長が統制委員会と協議して任命する。

第九条 単一条約第十九条1、2及び5の改正

単一条約第十九条1、2及び5を次のように改める。

- 1 締約国は、毎年、統制委員会に対し、統制委員会が定める方法により、その支給する用紙を用いて、自国の各領域についての次の事項に関する見積りを提出しなければならない。
 - (a) 医療上及び学術上の目的のために消費される薬品の数量
 - (b) 他の薬品、附表Ⅱに掲げる製剤及びこの条約の適用を受けない物質を製造するために使用される薬品の数量
 - (c) 当該見積りに係る年の十二月三十一日に保有されるべき薬品の在庫量
 - (d) 特殊在庫を増加するために必要な薬品の数量
 - (e) けし栽培に使用される土地の面積（ヘクタールで表示する。）及び位置
 - (f) あへんの生産数量（概算）
 - (g) 合成薬品を製造する工業施設の数
 - (h) 各施設が製造する合成薬品の数量
- 2 (a) 第二十一条に規定する控除を受けることを条件として、各領域についての各薬品（あへん及び合成薬品を除く。）の見積りの総計は、1(a)、(b)及び(d)に規定する数量の合計に、当該見積りに係る年の前年の十二月三十一日現在の現実の在庫量を1(c)の規定による見込数量の水準まで引き上げるために必要な数量を加えた数量とする。
- (b) 第二十一条に規定する輸入に関する控除及び第二十一条の二に規定する控除を受けることを条件として、各領域についてのあへんの見積りの総計は、1(a)、(b)及び(d)に規定する数量の合計に、当該見積りに

係る年の前年の十二月三十一日現在の現実の在庫量を1(c)の規定による見込数量の水準まで引き上げるために必要な数量を加えた数量又は1(f)に規定する数量のいずれが多い方の数量とする。

- (c) 第二十一条に規定する控除を受けることを条件として、各領域についての各合成薬品の見積りの総計は、1(a)、(b)及び(d)に規定する数量の合計に、当該見積りに係る年の前年の十二月三十一日現在の現実の在庫量を1(c)の規定による見込数量の水準まで引き上げるために必要な数量を加えた数量又は1(h)に規定する数量の合計のいずれが多い方の数量とする。
- (d) (a)から(c)までの規定に従って提出される見積りは、押収され、かつ、正当な使用のために放出された数量及び一般国民の需要のために特殊在庫から引き出された数量を考慮に入れるため適当に修正されるものとする。
- 5 第二十一条に規定する控除を受けることを条件として、及び該当する場合には第二十一条の二の規定を考慮して、見積りを超過することは、許されない。
- 第十條 単一条約第二十条の改正
 - 1 締約国は、統制委員会に対し、統制委員会が定める方法により、その支給する用紙を用いて、自国の各領域についての次の事項に関する統計報告を提出しなければならない。
 - (a) 薬品の生産又は製造
 - (b) 他の薬品、附表Ⅱに掲げる製剤及びこの条約の適用を受けない物質を製造するための薬品の使用並びに薬品を製造するためのけしがらの使用
 - (c) 薬品の消費
 - (d) 薬品及びけしがらの輸入及び輸出
 - (e) 薬品の押収及び押収した薬品の処分

(f) 報告に係る年の十二月三十一日における薬品の在庫量
(g) 確認が可能な範囲内におけるけしの栽培面積

- 2 (a) 1 (d)を除く。に掲げる事項に関する統計報告は、毎年作成し、その統計報告に係る年の翌年の六月三十日まで統制委員会に提出するものとする。
- (b) 1(d)に掲げる事項に関する統計報告は、四半期ごとに作成し、その統計報告に係る四半期の終了後一箇月以内に統制委員会に提出するものとする。
- 3 締約国は、特殊在庫に関する統計報告の提出を要求されない。ただし、締約国は、特殊な目的のためにその国若しくは領域に輸入し又はそこで入手した薬品に関する報告及び一般国民の需要に應ずるために特殊在庫から引き出した薬品の数量に関する報告を別に提出しなければならない。
- 第十一條 第二十一条の二の追加
 - 1 単一条約第二十一条の次に次の一条を加える。
 - 第二十一条の二 あへんの生産制限
 - 1 いずれかの国又は領域によるあへんの生産は、いずれかの年において生産される数量が、第十九条1(f)の規定に従って作成されたあへんの生産見積りをできる限り超過しないことを確保するように組織され、かつ、統制されなければならない。
 - 2 統制委員会は、この条約の規定に従って提供された資料をもとにして、第十九条1(f)の規定に従って見積りを提出した締約国がその領土内で生産されるあへんをその関連見積りに基づく合法的な目的に制限しておらず、かつ、合法的な生産であるか非合法的な生産であるかを問わずその締約国の領土内で生産されたあへんのかの量が多すぎた不正取引の対象となつていないと認定する場合には、その締約国の説明（この説明は、当該認定の通知の後一箇月以内に統制委員会に提出する。）を検討した後に、季節及びその締約国のあへんの輸出契約を考慮して控除が技術的に可能な最初の年につき、生産される数量及び第十九条2(b)に定める見積りの総計から、その量の全部又は一部を控除することを決定することができる。その決定は、その締約国がその通知を受けた後九十日で効力を生ずる。
 - 3 統制委員会は、2の規定に基づいて行なつた控除についての決定を関係締約国に通知した後、当該事態の十分な解決を得るためにその締約国と協議するものとする。
 - 4 統制委員会は、当該事態の十分な解決が得られない場合において、適当と認めるときは、第十四条の規定を適用することができる。
 - 5 統制委員会は、2の規定に基づき控除についての決定を行なうにあたり、関連するあらゆる事情（2にいう不正取引の問題をひき起こした事情を含む。）のほか、締約国がとることとなつた新たな関連統制措置をも考慮に入れるものとする。
 - 第十二條 単一条約第二十二條の改正
 - 1 締約国は、自国又はその領域における一般植物の栽培を禁止することが公衆の健康及び福祉を保護し並びに薬品が不正取引に向けられることを防止するために最も適した措置であると認めるときは、栽培を禁止しなければならない。
 - 2 けし又は大麻植物の栽培を禁止する締約国は、学術上又は研究上の目的のためその締約国に必要とされる少量を除くほか、不正に栽培された植物を押収し、かつ、廃棄するため適当な措置をとらなければならない。
 - 第十三條 単一条約第三十五條の改正
 - 1 単一条約第三十五條を次のように改める。

昭和四十八年四月六日 参議院會議録第十号 千九百六十一年の麻薬に関する単一条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

二二二

締約国は、その憲法上、法律上及び行政上の制度に妥当な考慮を払いつつ、次のことを行なわなければならない。

- (a) 不正取引に対する防止及び抑圧の措置について全般的規模における調整を確保すること。締約国は、この目的のため、そのような調整について責任を有する適当な機関を指定して活用することができ、
- (b) 麻薬の不正取引をなくするための活動において相互に援助すること。
- (c) 不正取引をなくするための協同活動を維持するため、相互に、及び自国が構成員となつている関係国際機関と密接に協力すること。
- (d) 適当な機関の間における国際協力が迅速に行なわれるようにすること。
- (e) 司法書類が訴追のために国際間で送付される場合には、その送付が締約国の指定する機関に対して迅速に行なわれるようにすること。この規定は、司法書類が外交上の経路によつて自国へ送付されることを要求する締約国の権利を害するものではない。
- (f) 適当と認めるときは、第十八条の資料のほか、自国の領土内における薬品に係る不正な行為に関する資料（不正な栽培並びに薬品の不正な生産、製造、使用及び取引に関する資料を含む）を、事務総長を通じて統制委員会及び麻薬委員会に提出すること。
- (g) できる限り統制委員会が要請する方法及び期限までに、(f)に規定する資料を提出すること。統制委員会は、締約国が要請する場合に、その締約国による資料の提出及び領土内における薬品に係る不正な行為を減少させるためのその締約国の努力について、助言を与えることができる。

第十四条 単一条約第三十六条1及び2の改正

単一条約第三十六条1及び2を次のように改める。

- 1 (a) 各締約国は、その憲法上の制限に従うことを条件として、この条約の規定に違反する栽培並びに薬品の生産、製造、抽出、製剤、所持、提供、販売のための提供、分配、購入、販売、交付（名目のいかんを問わない）、仲介、発送、通過発送、輸送、輸入、輸出その他この条約の規定に違反すると当該締約国が認めるいかなる行為も、それが故意に行なわれたときは処罰すべき犯罪となることを確保し、並びに重大な犯罪に対しては特に拘禁刑又はその他の自由を剥奪する刑による相当な処罰が行なわれることを確保する措置をとらなければならない。
- (b) (a)の規定にかかわらず、締約国は、薬品の濫用者が(a)の犯罪を犯した場合に、有罪判決若しくは処罰に代わるものとして又は有罪判決若しくは処罰のほか、第三十八条1の規定に従つて、そのような濫用者が治療、教育、後保護、更生及び社会復帰の措置を受けるものとすることができ、締約国の憲法上の制限、法制及び国内法に従うことを条件として、
- (i) 1に掲げる犯罪は、二以上の国にわたつて行なわれたときは、国ごとに別個の犯罪とみなす。
- (ii) これらの犯罪への故意による参加、その犯罪の共謀及び未遂並びにこの条に掲げる犯罪に関連する予備行為及び資金の操作は、1に定める処罰すべき犯罪とする。
- (iii) これらの犯罪に対する外国の有罪判決は、累犯の認定のために考慮される。
- (iv) 自国民又は外国人によつて行なわれた前記の重大な犯罪は、その犯罪が行なわれた領域の属する締約国により、又は犯

罪者が発見された領域の属する締約国により（犯罪人引渡しはその請求を受けた締約国の法律上認められず、かつ、その犯罪者がまだ訴追及び判決を受けていない場合に限り）訴追される。

- (b) (i) 1及び2(a)(ii)に掲げる犯罪は、締約国間の現行の犯罪人引渡条約における引渡犯罪とみなす。締約国は、相互間で将来締結されるすべての犯罪人引渡条約にその犯罪を引渡犯罪として含めることを約束する。
- (ii) 条約の存在を犯罪人引渡し条件とする締約国は、自国との間に犯罪人引渡条約を締結していない他の締約国から犯罪人引渡しの請求を受けた場合には、随意にこの条約を1及び2(a)(ii)に掲げる犯罪に関する犯罪人引渡しのための法的基礎とみなすことができる。その犯罪人引渡しは、その請求を受けた締約国の法律に定めるその他の条件に従うものとする。
- (iii) 条約の存在を犯罪人引渡し条件としない締約国は、犯罪人引渡しの請求を受けた締約国の法律に定める条件に従い、相互間で、(i)及び2(a)(ii)に掲げる犯罪を引渡犯罪と認めるものとする。
- (iv) 犯罪人引渡しは、その請求を受けた締約国の法律に従つて行なわれなければならない。締約国は、(b)(i)から(b)(iii)までの規定にかかわらず、権限のある当局がその犯罪を重大でないものと認めたときは、犯罪人引渡しをすることを拒絶する権利を有する。

改める。

- 1 締約国は、薬品の濫用の防止に特別の考慮

表題の改正

単一条約第三十八條及びその表題を次のように改める。

を払い、薬品の濫用の防止並びに濫用に陥つた者の早期発見、治療、教育、後保護、更生及び社会復帰のため、あらゆる可能な措置をとり、また、相互に協力するものとする。

- 2 締約国は、できる限り、薬品の濫用者の治療、後保護、更生及び社会復帰に従事する職員養成を促進するものとする。
- 3 締約国は、薬品の濫用及びその防止に係る問題に対する理解を職業上必要とする者がそれらの問題に対する理解を得ることを援助するためあらゆる可能な措置をとるものとし、また、薬品の濫用がまん延するおそれがある場合には、それらの問題に対する一般大衆の理解を増進するものとする。

第十六条 第三十八条の二の追加

単一条約第三十八条の次に次の一条を加える。

第三十八条の二 地域センターに関する協定

締約国は、薬品の不正取引に対する措置の一部として望ましいと認める場合には、その憲法上、法律上及び行政上の制度に妥当な考慮を払い、また、希望するときは統制委員会又は専門機関の技術的助言を得て、薬品の不正な使用及び取引から生ずる問題と戦うために学術上の研究及び教育のための地域センターを設立する協定を、その地域内の他の関係締約国と協議しうえて、制定することを促進するものとする。

第十七条 この議定書の用語並びに署名、批准及び加入の手続

- 1 この議定書は、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、単一条約の締約国又は署名国による署名のため、千九百七十二年十二月三十一日まで開放する。
- 2 この議定書は、これに署名し、かつ、単一条約を批准し又は同条約に加入した国により批准されなければならない。批准書は、事務総長に寄託する。

3 この議定書は、千九百七十二年十二月三十一日以後は、単一条約の締結国であつてこの議定書に署名していない国による加入のため開放する。加入書は、事務総長に寄託する。

第十八条 効力発生

1 この議定書は、これによる改正とともに、四十番目の批准書又は加入書が前条の規定に従つて寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この議定書は、1にいう四十番目の批准書又は加入書の寄託の日の後に批准書又は加入書を寄託する国については、その国による批准書又は加入書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。

第十九条 効力発生の効果

前条1の規定によるこの議定書の効力発生の後に単一条約の締結国となるいづれの国も、その国による異なつた意思の表明がない限り、

(a) 改正後の単一条約の締結国とみなす。

(b) この議定書によつて拘束されない単一条約の締結国との関係においては、改正前の単一条約の締結国とみなす。

第二十条 経過規定

1 この議定書による改正後の国際麻薬統制委員会の任務は、第十八条1の規定によるこの議定書の効力発生の日から、改正前の単一条約に基づいて構成された統制委員会が行なう。

2 経済社会理事会は、この議定書による改正に基づいて構成された統制委員会がその任務の遂行を開始する日を定める。この議定書による改正に基づいて構成された統制委員会は、その日以後、改正前の単一条約の締結国及び同条約第四十四条に掲げる条約の締結国であつてこの議定書の締結国でないものに関しては、改正前の単一条約に基づいて構成された統制委員会の任務を行なう。

3 統制委員会の委員が十一人から十三人に増加された後の最初の選挙で選出された委員のうち、

ち、六人の委員の任期は三年、他の七人の任期は五年とする。

4 3の最初の三年で任期が満了する統制委員会の委員は、最初の選挙が行なわれた直後に事務総長がくじびきによつて決定する。

第二十一条 留保

1 いずれの国も、この議定書の署名、批准又は加入の際に、第二条6及び7(この議定書の第一条)、第九条1、4及び5(この議定書の第二条)、第十条1及び4(この議定書の第三条)、第十一条(この議定書の第四条)、第十四条の二(この議定書の第七条)、第十六条(この議定書の第八条)、第二十二條(この議定書の第十二条)、第三十五條(この議定書の第十三条)、第三十六條1(b)(この議定書の第十四条)、第三十八條(この議定書の第十五条)並びに第三十八條の二(この議定書の第十六条)の規定に係る改正以外の改正について留保をすることが出来る。

2 留保をした国は、いつでも、書面で通告することによつてその留保の全部又は一部を撤回することが出来る。

第二十二条

事務総長は、単一条約の締結国及び署名国に対し、この議定書の認証謄本を送付する。第十八条1の規定によりこの議定書が効力を生じたときは、事務総長は、この議定書による改正後の単一条約を作成し、改正後の単一条約の締結国及びその締結国となる資格を有する国に対し、その認証謄本を送付する。

千九百七十二年三月二十五日にジュネーブで本書一通を作成した。この本書は、国際連合に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受け、各自の政府のためにこの議定書に署名した。

アフガニスタンのために

アルバニアのために

アルジェリアのために

アルゼンティーンのために

アナ・マリア・フラエフェレル・デ・ゴエネチ

オーストラリアのために

オーストリアのために

パハレインのために

バルバドスのために

ベルギーのために

Ch・デ・ヴァールセハー

ブータンのために

ボリヴィアのために

ボツワナのために

ブラジルのために

エンリケ・デ・アラウジョ・メスキータ

ブルガリアのために

ビルマのために

ブルンディのために

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために

カメルーンのために

カナダのために

中央アフリカ共和国のために

セイロンのために

チャードのために

チリのために

V・サンチエス

中国のために

コロンビアのために

コングーのために

コスタ・リカのために

カレン・デ・フィゲレス

キューバのために

サイプラスのために

オズデミル・オズギル

チュッコスロヴァキアのために

ダホメのために

デンマークのために

E・クロール・メイエル

ドミニカ共和国のために

エクアドルのために

テオドロ・プスタマンテ

エジプトのために

A・ワグディ・サーディク

エル・サルヴァドルのために

赤道ギニアのために

エティオピアのために

昭和四十八年四月六日 参議院會議録第十号 千九百六十一年の麻薬に関する単一条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

ドイツ連邦共和国のために

オットー・パロン・フォン・シュテンベル

フィジーのために

フィンランドのために

マックス・ヤコブソン

千九百七十二年五月十六日

フランスのために

R・ド・ボワソソ

ガボンのために

ヌディマル

ガンビアのために

ガーナのために

K・B・アサンテ

ギリシャのために

C・J・ミイラス

単一条約第二條4を改正する第一條の

規定に関する留保を付して

グアテマラのために

エンリケ・ロベス・エラルテ

ギニアのために

ガイアナのために

ハイティのために

ハイティ代表 駐ベルヌ大使

バギディ

ヴァチカンのために

シルヴィオ・ルオニ

ホンデュラスのために

ハンガリーのために

アイスランドのために

インドのために

インドネシアのために

I・タイプ

イランのために

批准を条件として

ドクター アザラフシュ

イラクのために

アイルランドのために

イスラエルのために

シャブタイ・ロゼンヌ

千九百七十二年三月二十七日

イタリアのために

カルロ・カレンダ

象牙海岸のために

タノーエ

ジャマイカのために

日本国のために

ヨルダンのために

I・ズライカット

ケニアのために

カンボディア共和国のために

S・ソット

クウェイトのために

ラオスのために

レバノンのために

M・パンナ

レソトのために

リベリアのために

クラベンダ・パーカー

リビア・アラブ共和国のために

リヒテンシュタインのために

マリオ・レーデブール

ルクセンブルグのために

マルセル・フィッシュパッハ

マダガスカルのために

政府の承認を条件として

M・ザフェラ

マラウイのために

マレーシアのために

モルディヴのために

マリのために

マルタのために

モーリタニアのために

モーリシアスのために

メキシコのために

モナコのために

E・ボエリ

モンゴルのために

モロッコのために

ナウルのために

ネパールのために

オランダのために

ニュー・ジブランドのために

ニカラグアのために

J・キンタナ・ヴィリヤヌエヴァ

ニジェールのために

ナイジェリアのために

ノールウェーのために

イェンス・ボーエセン

オマーンのために

パキスタンのために

パナマのために

A・E・ボイド

パナマ外務大臣が署名した千九百七十二年五月三日の文書中の第三十六条の二の規定に関する留保を付して

千九百七十二年五月十八日

パラグアイのために

イエメン民主人民共和国のために

ペルーのために

パウル・モンテロ・ルイス

フィリピンのために

H・J・ブリリヤンテス

ポーランドのために

ポルトガルのために

カタールのために

大韓民国のために

ヴィエトナム共和国のために

レ・ヴァン・ハット

ルーマニアのために

ルワンダのために

サン・マリノのために

サウディ・アラビアのために

セネガルのために

シエラ・レオネのために

シンガポールのために

ソマリアのために

南アフリカのために

批准を条件として

E・R・ステイン

スペインのために

フェルナンド・ベニト

スーダンのために

スワジランドのために

スウェーデンのために

M・C・E・ストックホルム・シエル

スイスのために

シリア・アラブ共和国のために

タイのために

トーゴのために

ドクター F・ジョンソン・ロムアルド

トリニダード・トバゴのために

チュニジアのために

トルコのために

C・クルジャ

ウガンダのために

ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のために

ソヴィエト社会主義共和国連邦のために

アラブ首長国連邦のために

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

F・スチュワート

タンザニア連合共和国のために

アメリカ合衆国のために

ネルソン・グロス

ウイリアム・I・カーゴ

上ヴォルタのために

ウルグアイのために

ヴェネズエラのために

ダリオ・ベルティ

西サモアのために

イエメンのために

ユーゴスラヴィアのために

ドゥラガン・ニコリッチ

ザイールのために

ザンビアのために

昭和四十八年四月六日 参議院會議録第十号

千九百六十一年の麻薬に関する単一条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

二二六

〔平島敏夫君登壇、拍手〕

○平島敏夫君 ただいま議題となりました千九百六十一年の麻薬に関する単一条約を改正する議定書につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

麻薬の国際統制に関する基本的な条約としては、千九百六十一年の麻薬に関する単一条約がありますが、近年麻薬の乱用が世界的な社会問題となっている実情にかんがみ、一そう有効な麻薬の国際統制の実現をはかるため、昨年三月、国際連合の主催による麻薬単一条約を改正するための全権会議でこの議定書が採択されたのであります。

この議定書によるおもな改正点は、国際麻薬統制委員会の機能及び統制権限の強化、同委員会の資料収集源の拡大、麻薬犯罪を引渡犯罪とみなす規定の新設、麻薬の乱用に対する措置の強化等であります。

委員会における審議の詳細は、会議録によって御承知願います。

四月三日、質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、本件は全会一致をもって承認することに決しました。

○議長(河野謙三君) 日程第二 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長原田立君。

審査報告書

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって別紙の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年四月三日

法務委員長 原田 立

参議院議長 河野 謙三殿

附則中「昭和四十八年四月一日」を「公布の日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、第一審における事件の適正迅速な処理を図るため、判事補及び簡易裁判所判事並びに裁判官以外の裁判所の職員の定員を改めようとするものであつて、妥当な措置と認めるが、施行期日について別紙の修正を行なつた。なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行に伴う経費として、昭和四十八年度一般会計予算に七千八百五十四万三千円が計上されている。

附帯決議

政府並びに最高裁判所は、裁判の適正迅速な処理を図るため、裁判官、その他の裁判所職員を増員するとともに、庁舎その他の裁判所施設を整備拡充するよう一層の努力をすべきである。

右決議する。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年三月二十七日

衆議院議長 中村 梅吉

参議院議長 河野 謙三殿

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「五六八人」を「五七一人」に、

「七六九人」を「七七三人」に改める。

第二条中「二万二千二百人」を「二万二千二百二十八人」に改める。

附 則

この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

〔原田立君登壇、拍手〕

○原田立君 ただいま議題となりました裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について、法務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

本法律案の要旨は、第一に、地方裁判所における交通関係の業務上過失致死傷事件の適正迅速な処理をはかるため、判事補の員数を三人増加し、また、簡易裁判所における民事事件の適正迅速な処理をはかるため、簡易裁判所判事の員数を四人増加すること、第二に、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所における事件の適正迅速な処理をはかるため、裁判所書記官、家庭裁判所調査官及び裁判所事務官の員数を合計二十八人増加することでありす。

委員会におきましては、参与判事補制度の運用、裁判官の再任、身分保障、裁判の審理期間、裁判所職員の健康管理及び公務災害の認定問題等について熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲ることにいたします。

かくて、本案に対する質疑は終わりましたが、原委員より、施行期日が「昭和四十八年四月一日」とあるのを「公布の日」に改める修正案が提出され、修正理由の説明の後、原案及び修正案について討論に入りましたが、別に発言もなく、直ちに修正案並びに修正部分を除く原案についてそれぞれ採決を行ない、いずれも全会一致をもって可決されました。よって、本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、佐々木委員より、自由民主党、日本社会党、公明党及び日本共産党の四党共同提案にかかる附帯決議案が提出され、全会一致をもって委員会の決議とすることに決しました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案の委員長報告は修正議決報告でございます。本案を委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって委員長報告のとおり修正議決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第三 所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長藤田正明君。

審査報告書

所得税法の一部を改正する法律案

右は多数をもって別紙の通り修正すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和四十八年四月五日

大蔵委員長 藤田 正明
参議院議長 河野 謙三殿

附則第一条中「昭和四十八年四月一日」を「公布の日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、最近における所得税負担の状況にかえりみ、基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額、障害者控除額等の引上げ、給与所得控除の拡充及び退職所得控除額の引上げによりその負担の軽減を図るとともに、勤労学生控除の対象範囲を拡充し、寄付金控除の控除限度額を引き上げるほか、予定納税を要しない予定納税基準額の限度額を引き上げる等所要の規定の整備合理化を図るものとして、おおむね妥当な措置と認めるが、施行期日については、別紙の通り修正を行なった。

なお、別紙の附帯決議を行なった。

一、費用

本法施行に伴う租税の減収見込額は、昭和四十八年度三千八百四十四億円である。

附帯決議

一、政府は、給与所得の課税上における特殊性に格にかんがみ、その必要経費を十分賄えるよう所要の諸措置を講ずるとともに、老後の生活安定を図る見地から、退職所得の特別控除額の大幅引上げ、および各種年金の課税軽減に努めるべきである。

幅引上げ、および各種年金の課税軽減に努めるべきである。

一、政府は、最近における社会事情の変化にかんがみ、年少の新規学卒者について直ちに所得税の課税負担が生じないようその改善に努めるとともに、通勤費など実費支弁的な給付に対する実態に即した課税の軽減に努めるべきである。

一、政府は、共働き世帯の実態に即応するよう課税方法等についてさらに検討を進め、その改善に努めるべきである。

右決議する。

所得税法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年三月三十日

衆議院議長 中村 梅吉
参議院議長 河野 謙三殿

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十三号中「含む。」の下に「及びこれらに類する外国の信託」を加え、同項第二十三号を次のように改める。

二十三 変動所得 漁獲から生ずる所得、著作

権の使用料に係る所得その他の所得で年間の変動の著しいもののうち政令で定めるものをいう。

第二条第一項第三十二号中「三十二万円」を「三十四万円」に改め、同号に次のように加える。

ハ 職業訓練法人の行なう職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)第二十四条第三項(職業訓練の認定)に規定する認定職業訓練を受ける者で政令で定める課程を履修するもの

第九条第一項第一号中「政令で定める当座預金の利子」を「当座預金の利子(政令で定めるものを除く。)」に改め、同項第十号中「による所得」の下に「その他これに類するものとして政令で定める所得」を加え、同項第十一号に次のように加える。

ニ ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利の譲渡に類するものとして政令で定める有価証券の譲渡による所得

第九条第一項第十八号を次のように改める。

十八 次に掲げる年金又は金品
イ 文化功労者年金法(昭和二十六年法律第百二十五号)第八条第一項(年金)の規定による年金

ロ 日本学士院から恩賜賞又は日本学士院賞として交付される金品
ハ 日本芸術院から恩賜賞又は日本芸術院賞として交付される金品

ニ 學術に關する顯著な貢獻を表彰するものとして又は顯著な價值がある學術に關する研究を奨励するものとして国、地方公共団体又は大蔵大臣の指定する団体若しくは基金から交付される金品(給与その他対価の性質を有するものを除く。で大蔵大臣の指定するもの)

ホ ノーベル基金からノーベル賞として交付される金品
ハ 外国、国際機関、国際団体又は大蔵大臣

の指定する外国の団体若しくは基金から交付される金品でイからホまでに掲げる年金又は金品に類するもの(給与その他対価の性質を有するものを除く。)のうち大蔵大臣の指定するもの

第九条第二項第三号中「イからハまで」を「イからニまで」に改める。

第二十八条第三項中「百三十三万円」を「百六十六万円」に、「十三万円」を「十六万円」に、「二百三十三万円」を「三百六十六万円」に、「三十三万円」を「四十六万円」に、「四百三十三万円」を「六百六十六万円」に、「四十三万円」を「六十一万円」に、「五十三万円」を「七十六万円」に改め、同条第四項中「二百三十三万円」を「二百万円」に改める。

第二十九条第一号中チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)

第三十条第三項第一号中「五万円」を「十万円」に改め、同項第二号中「五十万円」を「百万円」に、「十万円」を「二十万円」に改め、同項第三号中「百五十万円」を「三百万円」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同項第四号中「三百五十万円」を「六百万円」に、「三十万円」を「四十万円」に改め、同条第四項中「二十万円」を「四十万円」に、「五十万円」を「百万円」に改める。

第五十七条第三項第一号を次のように改める。

一 二十万円

第五十九条第一項第一号中「相続人に対する贈与で被相続人である贈与者の死亡により効力を生ずるものを除く」を「法人に対するものに限る」に、「包括遺贈のうち限定承認に係るもの以外のもの及び相続人に対する特定遺贈を除く」を「法人に対するもの及び個人に対する包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る」に改め、同項第二号中「譲渡」の下に「(法人に対するものに限る。)」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項

第二号の規定に該当し、かつ、前項の規定により第一項の規定の適用がなかつた場合において、同号に規定する対価の額が同項に規定する資産の移転」を「居住者が前項に規定する資産を個人に対し同項第二号に規定する対価の額により譲渡した場合において、当該対価の額が当該資産の譲渡」に改め、同項を同条第二項とする。

第六十条第一項各号を次のように改める。
一 贈与、相続(限定承認に係るものを除く。)
又は遺贈(包括遺贈のうち限定承認に係るものを除く。)

二 前条第二項の規定に該当する譲渡
第六十条第二項中「前条第一項各号に掲げる贈与、相続若しくは遺贈又は譲渡」を「前条第一項第一号に掲げる相続又は遺贈」に改め、「で同項の規定の適用があつたものを削る。

第六十五条の見出し中「割賦販売」を「割賦販売等」に改め、同条第一項中「たな卸資産の下に」又は「役務」を加え、「割賦販売」を「割賦販売等」に改め、同条第二項中「割賦販売」を「割賦販売等」に改め、「行なわれる販売」の下に「又は提供」を加え、同条第三項中「割賦販売をしたたな卸資産」を「割賦販売等をしたたな卸資産又は役務」に改める。

第七十四条第二項第七号中「昭和四十五年法律第七十八号」を削る。

第七十八条第一項第一号中「百分の十五」を「百分の二十五」に改める。

第七十九条第一項及び第二項中「十二万円」を「十三万円」に、「十六万円」を「十九万円」に改める。

第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十二条第一項中「十二万円」を「十三万円」に改める。
第八十三条第一項中「二十万円」を「二十一万円」に改める。

第八十四条第一項中「十四万円」を「十六万円」に改め、同条第二項中「十六万円」を「十九万円」に改め、同条第三項中「十五万円」を「十八万円」に改める。

第八十六条第一項中「二十万円」を「二十一万円」に改める。

第一百四十一条第一項、第一百七十一条第一項及び第一百四十四条第四項中「二万円」を「三万円」に改める。

第二百二十条第三項第二号中「(定義)に掲げる生徒」を「又はハ(定義)に掲げる者」に、「当該生徒」を「これらの者」に改める。

第二百七十四条第一号中「利子等」の下に「郵便貯金の利子で政令で定めるものを除く。)」を加える。

第二百八十一条第一項中「利子等」の下に「郵便貯金の利子で政令で定めるものを除く。)」を加え、同条第二項中「配当等」の下に「(公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配を除く。)」を加える。
第二百八十七条及び第二百九十条第二号ハ中「(定義)に掲げる生徒」を「又はハ(定義)に掲げる者」に改める。

第二百九十四条第三項中「(定義)に掲げる生徒」を「又はハ(定義)に掲げる者」に、「当該生徒」を「これらの者」に改める。

第二百七十七条に次の一項を加える。
5 第一項の申請書の提出があつた場合において、その申請書の提出があつた日の属する月の翌月末日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、同日においてその承認があつたものとみなす。

第二百二十四条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、当該支払の取扱者は、政令で定めるところにより、当該告知書に記載されている事項を確認しなければならぬ。
別表第一第一号の表の職業訓練法人、職業訓練法人中央会及び職業訓練法人連合会の項中「昭和四十四年法律第六十四号」を削る。
別表第四から別表第六までを次のように改める。

別表第四 給与所得の源泉徴収税額表(月額表)

イ 甲
(一) 表

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円 36,000	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額の7 %に相当する金 額
36,000	37,000	100	0	0	0	0	0	0	0	0	2,900
37,000	38,000	180	0	0	0	0	0	0	0	0	3,000
38,000	39,000	260	0	0	0	0	0	0	0	0	3,100
39,000	40,000	340	0	0	0	0	0	0	0	0	3,200
40,000	41,000	420	0	0	0	0	0	0	0	0	3,300
41,000	42,000	500	0	0	0	0	0	0	0	0	3,400
42,000	43,000	580	0	0	0	0	0	0	0	0	3,500
43,000	44,000	660	0	0	0	0	0	0	0	0	3,700
44,000	45,000	740	0	0	0	0	0	0	0	0	3,800
45,000	46,000	820	0	0	0	0	0	0	0	0	3,900
46,000	47,000	900	0	0	0	0	0	0	0	0	4,000
47,000	48,000	980	0	0	0	0	0	0	0	0	4,100
48,000	49,000	1,060	0	0	0	0	0	0	0	0	4,200
49,000	50,000	1,140	0	0	0	0	0	0	0	0	4,300
50,000	51,000	1,220	0	0	0	0	0	0	0	0	4,500
51,000	52,000	1,300	0	0	0	0	0	0	0	0	4,600
52,000	53,000	1,380	0	0	0	0	0	0	0	0	4,800
53,000	54,000	1,460	0	0	0	0	0	0	0	0	4,900
54,000	55,000	1,540	0	0	0	0	0	0	0	0	5,000
55,000	56,000	1,620	0	0	0	0	0	0	0	0	5,100
56,000	57,000	1,700	0	0	0	0	0	0	0	0	5,300
57,000	58,000	1,780	0	0	0	0	0	0	0	0	5,400
58,000	59,000	1,860	110	0	0	0	0	0	0	0	5,600
59,000	60,000	1,940	190	0	0	0	0	0	0	0	5,700
60,000	61,000	2,020	270	0	0	0	0	0	0	0	5,900
61,000	62,000	2,100	350	0	0	0	0	0	0	0	6,000
62,000	63,000	2,180	430	0	0	0	0	0	0	0	6,200
63,000	64,000	2,260	510	0	0	0	0	0	0	0	6,400
64,000	65,000	2,340	590	0	0	0	0	0	0	0	6,500
65,000	66,000	2,420	670	0	0	0	0	0	0	0	6,700
66,000	67,000	2,500	750	0	0	0	0	0	0	0	6,900
67,000	68,000	2,580	830	0	0	0	0	0	0	0	7,000
68,000	69,000	2,660	910	0	0	0	0	0	0	0	7,200
69,000	70,000	2,740	990	0	0	0	0	0	0	0	7,300
70,000	71,000	2,820	1,070	0	0	0	0	0	0	0	7,500
71,000	72,000	2,900	1,150	0	0	0	0	0	0	0	7,700
72,000	73,000	2,980	1,230	0	0	0	0	0	0	0	7,800
73,000	74,000	3,060	1,310	0	0	0	0	0	0	0	8,000
74,000	75,000	3,140	1,390	0	0	0	0	0	0	0	8,200
75,000	76,000	3,220	1,470	140	0	0	0	0	0	0	8,400
76,000	77,000	3,300	1,550	220	0	0	0	0	0	0	8,600
77,000	78,000	3,390	1,630	300	0	0	0	0	0	0	8,900
78,000	79,000	3,490	1,710	380	0	0	0	0	0	0	9,100
79,000	80,000	3,580	1,790	460	0	0	0	0	0	0	9,300
80,000	81,000	3,680	1,870	540	0	0	0	0	0	0	9,500

イ 甲 表
(二)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
81,000	82,000	3,780	1,950	620	0	0	0	0	0	9,700	
82,000	83,000	3,870	2,030	700	0	0	0	0	0	9,900	
83,000	84,000	3,970	2,110	780	0	0	0	0	0	10,100	
84,000	85,000	4,060	2,190	860	0	0	0	0	0	10,300	
85,000	86,000	4,160	2,270	940	0	0	0	0	0	10,500	
86,000	87,000	4,260	2,350	1,020	0	0	0	0	0	10,700	
87,000	88,000	4,350	2,430	1,100	0	0	0	0	0	10,900	
88,000	89,000	4,450	2,510	1,180	0	0	0	0	0	11,100	
89,000	90,000	4,540	2,590	1,260	0	0	0	0	0	11,300	
90,000	91,000	4,640	2,670	1,340	0	0	0	0	0	11,500	
91,000	92,000	4,740	2,750	1,420	0	0	0	0	0	11,800	
92,000	93,000	4,830	2,830	1,500	170	0	0	0	0	12,000	
93,000	94,000	4,930	2,910	1,580	250	0	0	0	0	12,300	
94,000	95,000	5,020	2,990	1,660	330	0	0	0	0	12,500	
95,000	96,000	5,120	3,070	1,740	410	0	0	0	0	12,700	
96,000	97,000	5,220	3,150	1,820	490	0	0	0	0	13,000	
97,000	98,000	5,310	3,230	1,900	570	0	0	0	0	13,200	
98,000	99,000	5,410	3,310	1,980	650	0	0	0	0	13,500	
99,000	101,000	5,550	3,450	2,100	770	0	0	0	0	13,700	
101,000	103,000	5,740	3,640	2,260	930	0	0	0	0	13,700円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち100,000円をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額	
103,000	105,000	5,940	3,840	2,420	1,090	0	0	0	0		
105,000	107,000	6,130	4,030	2,580	1,250	0	0	0	0		
107,000	109,000	6,320	4,220	2,740	1,410	0	0	0	0		
109,000	111,000	6,510	4,410	2,900	1,570	230	0	0	0		
111,000	113,000	6,700	4,600	3,060	1,730	390	0	0	0		
113,000	115,000	6,900	4,800	3,220	1,890	550	0	0	0		
115,000	117,000	7,090	4,990	3,390	2,050	710	0	0	0		
117,000	119,000	7,280	5,180	3,580	2,210	870	0	0	0		
119,000	121,000	7,500	5,370	3,770	2,370	1,030	0	0	0		
121,000	123,000	7,720	5,560	3,960	2,530	1,190	0	0	0		
123,000	125,000	7,940	5,760	4,160	2,690	1,350	0	0	0		
125,000	127,000	8,170	5,950	4,350	2,850	1,510	180	0	0		
127,000	129,000	8,390	6,140	4,540	3,010	1,670	340	0	0		
129,000	131,000	8,620	6,330	4,730	3,170	1,830	500	0	0		
131,000	133,000	8,840	6,520	4,920	3,330	1,990	660	0	0		
133,000	135,000	9,060	6,720	5,120	3,520	2,150	820	0	0		
135,000	137,000	9,290	6,910	5,310	3,710	2,310	980	0	0		
137,000	139,000	9,510	7,100	5,500	3,900	2,470	1,140	0	0		
139,000	141,000	9,760	7,310	5,710	4,110	2,650	1,320	0	0		
141,000	143,000	10,010	7,560	5,930	4,330	2,830	1,500	160	0		
143,000	145,000	10,260	7,810	6,140	4,540	3,010	1,680	340	0		
145,000	147,000	10,520	8,070	6,360	4,760	3,190	1,860	520	0		
147,000	149,000	10,770	8,320	6,580	4,980	3,380	2,040	700	0		
149,000	151,000	11,020	8,570	6,790	5,190	3,590	2,220	880	0		
151,000	153,000	11,270	8,820	7,010	5,410	3,810	2,400	1,060	0	34,700円	
153,000	155,000	11,520	9,070	7,220	5,620	4,020	2,580	1,240	0	34,700円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち150,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額	
155,000	157,000	11,780	9,330	7,460	5,840	4,240	2,760	1,420	0		
157,000	159,000	12,030	9,580	7,710	6,060	4,460	2,940	1,600	270		
159,000	161,000	12,320	9,830	7,960	6,270	4,670	3,120	1,780	450		
161,000	163,000	12,610	10,080	8,220	6,490	4,890	3,300	1,960	630		

昭和四十八年四月六日 参議院会議録第十号 所得税法の一部を改正する法律案

イ 甲 表
(三)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
163,000	165,000	12,900	10,330	8,470	6,700	5,100	3,500	2,140	810	
165,000	167,000	13,180	10,590	8,720	6,920	5,320	3,720	2,320	990	
167,000	169,000	13,470	10,840	8,970	7,140	5,540	3,940	2,500	1,170	
169,000	171,000	13,760	11,090	9,220	7,360	5,750	4,150	2,680	1,350	
171,000	173,000	14,050	11,340	9,480	7,610	5,970	4,370	2,860	1,530	
173,000	175,000	14,340	11,590	9,730	7,860	6,180	4,580	3,040	1,710	
175,000	177,000	14,620	11,850	9,980	8,110	6,400	4,800	3,220	1,890	
177,000	179,000	14,910	12,110	10,230	8,360	6,620	5,020	3,420	2,070	
179,000	181,000	15,200	12,400	10,480	8,620	6,830	5,230	3,630	2,250	
181,000	183,000	15,490	12,690	10,740	8,870	7,050	5,450	3,850	2,430	
183,000	185,000	15,780	12,980	10,990	9,120	7,260	5,660	4,060	2,610	
185,000	187,000	16,060	13,260	11,240	9,370	7,510	5,880	4,280	2,790	
187,000	189,000	16,350	13,550	11,490	9,620	7,760	6,100	4,500	2,970	
189,000	191,000	16,640	13,840	11,740	9,880	8,010	6,310	4,710	3,150	
191,000	193,000	16,930	14,130	12,000	10,130	8,260	6,530	4,930	3,330	
193,000	195,000	17,220	14,420	12,280	10,380	8,510	6,740	5,140	3,540	
195,000	197,000	17,530	14,700	12,570	10,630	8,770	6,960	5,360	3,760	
197,000	199,000	17,850	14,990	12,860	10,880	9,020	7,180	5,580	3,980	
199,000	201,000	18,170	15,280	13,150	11,140	9,270	7,400	5,790	4,190	
201,000	204,000	18,580	15,640	13,510	11,450	9,580	7,720	6,060	4,460	
204,000	207,000	19,060	16,070	13,940	11,830	9,960	8,100	6,390	4,790	
207,000	210,000	19,550	16,500	14,370	12,240	10,340	8,470	6,710	5,110	
210,000	213,000	20,040	16,940	14,800	12,670	10,720	8,850	7,030	5,430	
213,000	216,000	20,520	17,370	15,230	13,100	11,100	9,230	7,360	5,760	
216,000	219,000	21,010	17,860	15,670	13,530	11,470	9,610	7,740	6,080	
219,000	222,000	21,490	18,340	16,100	13,970	11,850	9,990	8,120	6,410	
222,000	225,000	21,980	18,830	16,530	14,400	12,260	10,360	8,500	6,730	
225,000	228,000	22,470	19,320	16,960	14,830	12,700	10,740	8,880	7,050	
228,000	231,000	22,950	19,800	17,400	15,260	13,130	11,120	9,250	7,390	
231,000	234,000	23,460	20,290	17,890	15,690	13,560	11,500	9,630	7,760	
234,000	237,000	24,020	20,770	18,370	16,130	13,990	11,880	10,010	8,140	
237,000	240,000	24,590	21,260	18,860	16,560	14,420	12,290	10,390	8,520	
240,000	243,000	25,160	21,750	19,350	16,990	14,860	12,720	10,770	8,900	
243,000	246,000	25,720	22,230	19,830	17,430	15,290	13,150	11,140	9,280	
246,000	249,000	26,290	22,720	20,320	17,920	15,720	13,590	11,520	9,650	
249,000	252,000	26,860	23,200	20,800	18,400	16,150	14,020	11,900	10,030	
252,000	255,000	27,420	23,750	21,290	18,890	16,580	14,450	12,320	10,410	
255,000	258,000	27,990	24,320	21,780	19,380	17,020	14,880	12,750	10,790	
258,000	261,000	28,560	24,880	22,260	19,860	17,460	15,310	13,180	11,170	
261,000	264,000	29,130	25,450	22,750	20,350	17,950	15,750	13,610	11,540	
264,000	267,000	29,720	26,040	23,250	20,850	18,450	16,200	14,060	11,940	
267,000	270,000	30,310	26,640	23,840	21,370	18,970	16,650	14,520	12,380	
270,000	273,000	30,910	27,240	24,440	21,880	19,480	17,110	14,970	12,840	
273,000	276,000	31,510	27,840	25,040	22,390	19,990	17,590	15,430	13,300	
276,000	279,000	32,110	28,430	25,630	22,910	20,510	18,100	15,890	13,750	
279,000	282,000	32,710	29,030	26,230	23,430	21,020	18,620	16,340	14,210	
282,000	285,000	33,310	29,630	26,830	24,030	21,530	19,130	16,800	14,660	
285,000	288,000	33,910	30,230	27,430	24,630	22,040	19,640	17,250	15,120	
288,000	291,000	34,600	30,830	28,030	25,230	22,560	20,160	17,760	15,580	
291,000	294,000	35,280	31,430	28,630	25,830	23,070	20,670	18,270	16,030	

イ 甲 表
(四)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円 294,000 297,000	円 297,000 300,000	円 35,970 36,650	円 32,030 32,620	円 29,230 29,820	円 26,420 27,020	円 23,620 24,220	円 21,180 21,700	円 18,780 19,300	円 16,490 16,940	
300,000円		36,990	32,920	30,120	27,320	24,520	21,950	19,550	17,170	
300,000円をこえ 340,000円に満た ない金額		300,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 300,000円をこえる金額の24%に相当する金額を加算した金額								
340,000円		円 46,590	円 42,520	円 39,720	円 36,920	円 34,120	円 31,550	円 29,150	円 26,770	
340,000円をこえ 390,000円に満た ない金額		340,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 340,000円をこえる金額の27%に相当する金額を加算した金額								
390,000円		円 60,090	円 56,020	円 53,220	円 50,420	円 47,620	円 45,050	円 42,650	円 40,270	
390,000円をこえ 440,000円に満た ない金額		390,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 390,000円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額								
440,000円		円 75,090	円 71,020	円 68,220	円 65,420	円 62,620	円 60,050	円 57,650	円 55,270	
440,000円をこえ 500,000円に満た ない金額		440,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 440,000円をこえる金額の34%に相当する金額を加算した金額								
500,000円		円 95,490	円 91,420	円 88,620	円 85,820	円 83,020	円 80,450	円 78,050	円 75,670	
500,000円をこえ 580,000円に満た ない金額		500,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 500,000円をこえる金額の38%に相当する金額を加算した金額								
580,000円		円 125,890	円 121,820	円 119,020	円 116,220	円 113,420	円 110,850	円 108,450	円 106,070	
580,000円をこえ 670,000円に満た ない金額		580,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 580,000円をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額								
670,000円		円 163,690	円 159,620	円 156,820	円 154,020	円 151,220	円 148,650	円 146,250	円 143,870	
670,000円をこえ 830,000円に満た ない金額		670,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 670,000円をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額								
830,000円		円 237,290	円 233,220	円 230,420	円 227,620	円 224,820	円 222,250	円 219,850	円 217,470	
830,000円をこえ 1,080,000円に満た ない金額		830,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 830,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額								142,700円に、 その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額のう ち830,000円を こえる金額の65

表
(五)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
1,080,000円		円 362,290	円 358,220	円 355,420	円 352,620	円 349,820	円 347,250	円 344,850	円 342,470	%に相当する金額を加算した金額
1,080,000円をこえ1,750,000円に満たない金額		1,080,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,080,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額								
1,750,000円		円 730,790	円 726,720	円 723,920	円 721,120	円 718,320	円 715,750	円 713,350	円 710,970	
1,750,000円をこえる金額		1,750,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,750,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額								
扶養親族等の数が7人をこえる場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人をこえる1人ごとに1,600円を控除した金額										
従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに1,600円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額										

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者（乙表の適用を受ける居住者を除く。）については、
- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料（第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。以下同じ。）の金額を控除した金額を求める。
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 - (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人をこえる1人ごとに1,600円を控除した金額が、その求める税額である。
 - (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。
- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに1,600円を控除した金額）が、その求める税額である。

ロ 乙 表
(一)

その月の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上	未 満	税 額						
円	円	円	円	円	円	円	円	円
53,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0
53,000	54,000	130	0	0	0	0	0	0
54,000	55,000	210	0	0	0	0	0	0
55,000	56,000	290	0	0	0	0	0	0
56,000	57,000	370	0	0	0	0	0	0
57,000	58,000	450	0	0	0	0	0	0
58,000	59,000	530	0	0	0	0	0	0
59,000	60,000	610	0	0	0	0	0	0
60,000	61,000	690	0	0	0	0	0	0
61,000	62,000	770	0	0	0	0	0	0
62,000	63,000	850	0	0	0	0	0	0
63,000	64,000	930	0	0	0	0	0	0
64,000	65,000	1,010	0	0	0	0	0	0
65,000	66,000	1,090	0	0	0	0	0	0
66,000	67,000	1,170	0	0	0	0	0	0
67,000	68,000	1,250	0	0	0	0	0	0
68,000	69,000	1,330	0	0	0	0	0	0
69,000	70,000	1,410	0	0	0	0	0	0
70,000	71,000	1,490	160	0	0	0	0	0
71,000	72,000	1,570	240	0	0	0	0	0
72,000	73,000	1,650	320	0	0	0	0	0
73,000	74,000	1,730	400	0	0	0	0	0
74,000	75,000	1,810	480	0	0	0	0	0
75,000	76,000	1,890	560	0	0	0	0	0
76,000	77,000	1,970	640	0	0	0	0	0
77,000	78,000	2,050	720	0	0	0	0	0
78,000	79,000	2,130	800	0	0	0	0	0
79,000	80,000	2,210	880	0	0	0	0	0
80,000	81,000	2,290	960	0	0	0	0	0
81,000	82,000	2,370	1,040	0	0	0	0	0
82,000	83,000	2,450	1,120	0	0	0	0	0
83,000	84,000	2,530	1,200	0	0	0	0	0
84,000	85,000	2,610	1,280	0	0	0	0	0
85,000	86,000	2,690	1,360	0	0	0	0	0
86,000	87,000	2,770	1,440	100	0	0	0	0
87,000	88,000	2,850	1,520	180	0	0	0	0
88,000	89,000	2,930	1,600	260	0	0	0	0
89,000	90,000	3,010	1,680	340	0	0	0	0
90,000	91,000	3,090	1,760	420	0	0	0	0
91,000	92,000	3,170	1,840	500	0	0	0	0
92,000	93,000	3,250	1,920	580	0	0	0	0
93,000	94,000	3,330	2,000	660	0	0	0	0
94,000	95,000	3,420	2,080	740	0	0	0	0
95,000	96,000	3,520	2,160	820	0	0	0	0
96,000	97,000	3,620	2,240	900	0	0	0	0
97,000	98,000	3,710	2,320	980	0	0	0	0

昭和四十八年四月六日 参議院会議録第十号 所得税法の一部を改正する法律案

乙 表
(二)

その月の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上	未 満	税 額						
円	円	円	円	円	円	円	円	円
98,000	99,000	3,810	2,400	1,060	0	0	0	0
99,000	101,000	3,950	2,520	1,180	0	0	0	0
101,000	103,000	4,140	2,680	1,340	0	0	0	0
103,000	105,000	4,340	2,840	1,500	170	0	0	0
105,000	107,000	4,530	3,000	1,660	330	0	0	0
107,000	109,000	4,720	3,160	1,820	490	0	0	0
109,000	111,000	4,910	3,320	1,980	650	0	0	0
111,000	113,000	5,100	3,500	2,140	810	0	0	0
113,000	115,000	5,300	3,700	2,300	970	0	0	0
115,000	117,000	5,490	3,890	2,460	1,130	0	0	0
117,000	119,000	5,680	4,080	2,620	1,290	0	0	0
119,000	121,000	5,870	4,270	2,780	1,450	120	0	0
121,000	123,000	6,060	4,460	2,940	1,610	280	0	0
123,000	125,000	6,260	4,660	3,100	1,770	440	0	0
125,000	127,000	6,450	4,850	3,260	1,930	600	0	0
127,000	129,000	6,640	5,040	3,440	2,090	760	0	0
129,000	131,000	6,830	5,230	3,630	2,250	920	0	0
131,000	133,000	7,020	5,420	3,820	2,410	1,080	0	0
133,000	135,000	7,220	5,620	4,020	2,570	1,240	0	0
135,000	137,000	7,420	5,810	4,210	2,730	1,400	0	0
137,000	139,000	7,650	6,000	4,400	2,890	1,560	220	0
139,000	141,000	7,890	6,210	4,610	3,070	1,730	400	0
141,000	143,000	8,150	6,430	4,830	3,250	1,910	580	0
143,000	145,000	8,400	6,640	5,040	3,440	2,090	760	0
145,000	147,000	8,650	6,860	5,260	3,660	2,270	940	0
147,000	149,000	8,900	7,080	5,480	3,880	2,450	1,120	0
149,000	151,000	9,150	7,290	5,690	4,090	2,630	1,300	0
151,000	153,000	9,410	7,540	5,910	4,310	2,810	1,480	150
153,000	155,000	9,660	7,790	6,120	4,520	2,990	1,660	330
155,000	157,000	9,910	8,040	6,340	4,740	3,170	1,840	510
157,000	159,000	10,160	8,290	6,560	4,960	3,360	2,020	690
159,000	161,000	10,410	8,550	6,770	5,170	3,570	2,200	870
161,000	163,000	10,670	8,800	6,990	5,390	3,790	2,380	1,050
163,000	165,000	10,920	9,050	7,200	5,600	4,000	2,560	1,230
165,000	167,000	11,170	9,300	7,440	5,820	4,220	2,740	1,410
167,000	169,000	11,420	9,550	7,690	6,040	4,440	2,920	1,590
169,000	171,000	11,670	9,810	7,940	6,250	4,650	3,100	1,770
171,000	173,000	11,930	10,060	8,190	6,470	4,870	3,280	1,950
173,000	175,000	12,200	10,310	8,440	6,680	5,080	3,460	2,130
175,000	177,000	12,490	10,560	8,700	6,900	5,300	3,700	2,310
177,000	179,000	12,780	10,810	8,950	7,120	5,520	3,920	2,490
179,000	181,000	13,070	11,070	9,200	7,330	5,730	4,130	2,670
181,000	183,000	13,350	11,320	9,450	7,580	5,950	4,350	2,850
183,000	185,000	13,640	11,570	9,700	7,840	6,160	4,560	3,030
185,000	187,000	13,930	11,820	9,960	8,090	6,380	4,780	3,210
187,000	189,000	14,220	12,090	10,210	8,340	6,600	5,000	3,400
189,000	191,000	14,510	12,370	10,460	8,590	6,810	5,210	3,610
191,000	193,000	14,790	12,660	10,710	8,840	7,030	5,430	3,830
193,000	195,000	15,080	12,950	10,960	9,100	7,240	5,640	4,040
195,000	197,000	15,370	13,240	11,220	9,350	7,480	5,860	4,260

表
 乙
 (三)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上	未 満	税 額						
円	円	円	円	円	円	円	円	円
197,000	199,000	15,660	13,530	11,470	9,600	7,730	6,080	4,480
199,000	201,000	15,950	13,810	11,720	9,850	7,990	6,290	4,690
201,000	204,000	16,310	14,170	12,040	10,170	8,300	6,560	4,960
204,000	207,000	16,740	14,610	12,470	10,550	8,680	6,890	5,290
207,000	210,000	17,170	15,040	12,900	10,920	9,060	7,210	5,610
210,000	213,000	17,640	15,470	13,340	11,300	9,440	7,570	5,930
213,000	216,000	18,120	15,900	13,770	11,680	9,810	7,950	6,260
216,000	219,000	18,610	16,330	14,200	12,070	10,190	8,320	6,580
219,000	222,000	19,090	16,770	14,630	12,500	10,570	8,700	6,910
222,000	225,000	19,580	17,200	15,060	12,930	10,950	9,080	7,230
225,000	228,000	20,070	17,670	15,500	13,360	11,330	9,460	7,590
228,000	231,000	20,550	18,150	15,930	13,790	11,700	9,840	7,970
231,000	234,000	21,040	18,640	16,360	14,230	12,090	10,210	8,350
234,000	237,000	21,520	19,120	16,790	14,660	12,520	10,590	8,730
237,000	240,000	22,010	19,610	17,220	15,090	12,960	10,970	9,100
240,000	243,000	22,500	20,100	17,700	15,520	13,390	11,350	9,480
243,000	246,000	22,980	20,580	18,180	15,950	13,820	11,730	9,860
246,000	249,000	23,490	21,070	18,670	16,390	14,250	12,120	10,240
249,000	252,000	24,060	21,550	19,150	16,820	14,680	12,550	10,620
252,000	255,000	24,620	22,040	19,640	17,250	15,120	12,980	10,990
255,000	258,000	25,190	22,530	20,130	17,730	15,550	13,420	11,370
258,000	261,000	25,760	23,010	20,610	18,210	15,980	13,850	11,750
261,000	264,000	26,330	23,530	21,100	18,700	16,410	14,280	12,150
264,000	267,000	26,920	24,110	21,600	19,200	16,860	14,730	12,600
267,000	270,000	27,510	24,710	22,120	19,720	17,320	15,180	13,050
270,000	273,000	28,110	25,310	22,630	20,230	17,830	15,640	13,510
273,000	276,000	28,710	25,910	23,140	20,740	18,340	16,100	13,960
276,000	279,000	29,310	26,510	23,710	21,250	18,850	16,550	14,420
279,000	282,000	29,910	27,110	24,310	21,770	19,370	17,010	14,880
282,000	285,000	30,510	27,710	24,910	22,280	19,880	17,480	15,330
285,000	288,000	31,100	28,300	25,500	22,790	20,390	17,990	15,790
288,000	291,000	31,700	28,900	26,100	23,310	20,910	18,510	16,240
291,000	294,000	32,300	29,500	26,700	23,900	21,420	19,020	16,700
294,000	297,000	32,900	30,100	27,300	24,500	21,930	19,530	17,160
297,000	300,000	33,500	30,700	27,900	25,100	22,450	20,050	17,650
300,000円		33,800	31,000	28,200	25,400	22,700	20,300	17,900
300,000円をこえ 340,000円に満た ない金額	300,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち300,000円をこえる金額の24%に相当する金額を加算した金額							
340,000円	円	円	円	円	円	円	円	円
	43,400	40,600	37,800	35,000	32,300	29,900	27,500	
340,000円をこえ 390,000円に満た ない金額	340,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち340,000円をこえる金額の27%に相当する金額を加算した金額							

ロ 乙 表
 (四)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	扶 養 親 族 の 数						
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上 未 満	税 額						
390,000円	円 56,900	円 54,100	円 51,300	円 48,500	円 45,800	円 43,400	円 41,000
390,000円をこえ 440,000円に満 たない金額	390,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち390,000円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額						
440,000円	円 71,900	円 69,100	円 66,300	円 63,500	円 60,800	円 58,400	円 56,000
440,000円をこえ 500,000円に満 たない金額	440,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち440,000円をこえる金額の34%に相当する金額を加算した金額						
500,000円	円 92,300	円 89,500	円 86,700	円 83,900	円 81,200	円 78,800	円 76,400
500,000円をこえ 580,000円に満 たない金額	500,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち500,000円をこえる金額の38%に相当する金額を加算した金額						
580,000円	円 122,700	円 119,900	円 117,100	円 114,300	円 111,600	円 109,200	円 106,800
580,000円をこえ 670,000円に満 たない金額	580,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち580,000円をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額						
670,000円	円 160,500	円 157,700	円 154,900	円 152,100	円 149,400	円 147,000	円 144,600
670,000円をこえ 830,000円に満 たない金額	670,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち670,000円をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額						
830,000円	円 234,100	円 231,300	円 228,500	円 225,700	円 223,000	円 220,600	円 218,200
830,000円をこえ 1,080,000円に満 たない金額	830,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち830,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額						
1,080,000円	円 359,100	円 356,300	円 353,500	円 350,700	円 348,000	円 345,600	円 343,200
1,080,000円をこえ 1,750,000円に満 たない金額	1,080,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,080,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額						

ロ 乙 表
(五)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上	未 満	税 額						
1,750,000円		円 727,600	円 724,800	円 722,000	円 719,200	円 716,500	円 714,100	円 711,700
1,750,000 円 を こえる金額		1,750,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,750,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額						
扶養親族の数が7人をこえる場合には、扶養親族の数が7人の場合の税額から、その7人をこえる1人ごとに 1,600円を控除した金額								

(注) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち次に掲げる者について、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

- (1) 当該申告書に控除対象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に関する記載がある者
- (2) 当該申告書に控除対象配偶者及び扶養親族に関する記載がなく、かつ、その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある者（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当する者であるときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた者に限る。）

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) (注)の(1)に掲げる居住者については、

- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が7人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が7人をこえる1人ごとに1,600円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハに掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族の数とする。

(二) (注)の(2)に掲げる居住者については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当するごとに扶養親族が1人あるものとして(一)の(2)により求めた金額が、その求める税額である。

別表第五 給与所得の源泉徴収税額表(日額表)

イ 甲 表
(一)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙	
		扶 養 親 族 等 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人			
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額	
円 1,200	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の 7%に相当 する金額	円 0
1,200	1,250	5	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0
1,250	1,300	10	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0
1,300	1,350	10	0	0	0	0	0	0	0	0	110	0
1,350	1,400	15	0	0	0	0	0	0	0	0	110	0
1,400	1,450	20	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0
1,450	1,500	25	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0
1,500	1,550	30	0	0	0	0	0	0	0	0	130	0
1,550	1,600	30	0	0	0	0	0	0	0	0	140	0
1,600	1,650	35	0	0	0	0	0	0	0	0	140	0
1,650	1,700	40	0	0	0	0	0	0	0	0	150	0
1,700	1,750	45	0	0	0	0	0	0	0	0	160	0
1,750	1,800	50	0	0	0	0	0	0	0	0	160	0
1,800	1,850	50	0	0	0	0	0	0	0	0	170	0
1,850	1,900	55	0	0	0	0	0	0	0	0	170	0
1,900	1,950	60	0	0	0	0	0	0	0	0	180	0
1,950	2,000	65	5	0	0	0	0	0	0	0	190	0
2,000	2,050	70	10	0	0	0	0	0	0	0	200	0
2,050	2,100	70	15	0	0	0	0	0	0	0	200	0
2,100	2,150	75	15	0	0	0	0	0	0	0	210	0
2,150	2,200	80	20	0	0	0	0	0	0	0	220	0
2,200	2,250	85	25	0	0	0	0	0	0	0	230	0
2,250	2,300	90	30	0	0	0	0	0	0	0	240	0
2,300	2,350	90	35	0	0	0	0	0	0	0	240	0
2,350	2,400	95	35	0	0	0	0	0	0	0	250	0
2,400	2,450	100	40	0	0	0	0	0	0	0	260	0
2,450	2,500	105	45	0	0	0	0	0	0	0	270	0
2,500	2,550	110	50	5	0	0	0	0	0	0	280	0
2,550	2,600	110	55	10	0	0	0	0	0	0	290	0
2,600	2,650	115	55	15	0	0	0	0	0	0	300	0
2,650	2,700	120	60	15	0	0	0	0	0	0	310	0
2,700	2,750	125	65	20	0	0	0	0	0	0	320	0
2,750	2,800	130	70	25	0	0	0	0	0	0	330	0
2,800	2,850	135	75	30	0	0	0	0	0	0	340	0
2,850	2,900	140	75	35	0	0	0	0	0	0	350	0
2,900	2,950	145	80	35	0	0	0	0	0	0	360	0
2,950	3,000	150	85	40	0	0	0	0	0	0	370	0
3,000	3,050	155	90	45	0	0	0	0	0	0	380	0
3,050	3,100	160	95	50	5	0	0	0	0	0	400	0
3,100	3,150	165	95	55	10	0	0	0	0	0	410	0
3,150	3,200	170	100	55	10	0	0	0	0	0	420	0
3,200	3,250	175	105	60	15	0	0	0	0	0	430	0
3,250	3,300	180	110	65	20	0	0	0	0	0	440	0
3,300	3,400	185	115	70	25	0	0	0	0	0	460	0
3,400	3,500	195	125	80	35	0	0	0	0	0	460	0
3,500	3,600	205	135	85	40	0	0	0	0	0	460	0

イ 甲 表
(二)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	除後の給与 等の金額の うち 3,300 円をこえる 金額の42% に相当する 金額を加算 した金額	円
3,600	3,700	215	145	95	50	5	0	0	0		0
3,700	3,800	225	155	105	60	15	0	0	0		0
3,800	3,900	235	165	110	65	20	0	0	0		0
3,900	4,000	245	175	120	75	30	0	0	0	0	0
4,000	4,100	255	185	130	80	40	0	0	0	0	0
4,100	4,200	265	195	140	90	45	0	0	0	0	0
4,200	4,300	275	205	150	100	55	10	0	0	0	6
4,300	4,400	290	210	160	105	60	15	0	0	0	14
4,400	4,500	300	220	170	115	70	25	0	0	0	22
4,500	4,600	310	230	180	125	80	35	0	0	0	30
4,600	4,700	320	240	190	135	85	40	0	0	0	38
4,700	4,800	335	255	200	145	95	50	5	0	0	46
4,800	4,900	345	265	210	155	105	60	15	0	0	54
4,900	5,000	360	280	220	165	115	70	25	0	0	62
5,000	5,100	375	290	230	180	125	80	35	0	0	70
5,100	5,200	385	305	240	190	135	85	40	0	1,170円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち 5,000 円をこえる 金額の60% に相当する 金額を加算 した金額	78
5,200	5,300	400	315	255	200	145	95	50	5		86
5,300	5,400	410	330	265	210	155	105	60	15		94
5,400	5,500	425	340	280	220	170	115	70	25		102
5,500	5,600	440	355	290	230	180	125	80	35		110
5,600	5,700	455	365	305	245	190	135	85	45	118	
5,700	5,800	470	380	315	255	200	145	95	50	126	
5,800	5,900	485	390	330	265	210	160	105	60	134	
5,900	6,000	500	405	340	280	220	170	115	70	142	
6,000	6,100	515	420	355	290	235	180	125	80	150	
6,100	6,200	525	435	365	305	245	190	135	90	160	
6,200	6,300	540	450	380	320	255	200	145	95	170	
6,300	6,400	555	460	390	330	270	210	160	105	180	
6,400	6,500	570	475	405	345	280	220	170	115	190	
6,500	6,600	585	490	420	355	295	235	180	125	201	
6,600	6,700	600	505	435	370	305	245	190	135	212	
6,700	6,800	620	520	450	380	320	255	200	150	223	
6,800	6,900	635	535	465	395	330	270	210	160	234	
6,900	7,000	650	550	480	405	345	280	225	170	244	
7,000	7,100	665	565	490	420	355	295	235	180	255	
7,100	7,200	685	580	505	435	370	305	245	190	266	
7,200	7,300	700	595	520	450	380	320	255	200	277	
7,300	7,400	715	610	535	465	395	330	270	215	288	
7,400	7,500	730	625	550	480	405	345	280	225	298	
7,500	7,600	745	640	565	495	420	355	295	235	309	
7,600	7,700	765	660	580	505	435	370	305	245	320	
7,700	7,800	780	675	595	520	450	380	320	255	331	
7,800	7,900	800	690	610	535	465	395	330	270	343	
7,900	8,000	820	705	625	550	480	410	345	285	355	
8,000	8,100	840	725	645	565	495	420	355	295	368	
8,100	8,200	855	740	660	580	510	435	370	310	380	
8,200	8,300	875	755	675	595	520	450	385	320	393	
8,300	8,400	895	770	690	610	535	465	395	335	406	
8,400	8,500	915	790	710	630	550	480	410	345	418	
8,500	8,600	930	810	725	645	565	495	425	360	431	

イ 甲 表
(三)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
8,600	8,700	950	830	740	660	580	510	440	370	443	
8,700	8,800	970	845	755	675	595	525	450	385	456	
8,800	8,900	990	865	775	695	615	540	465	395	469	
8,900	9,000	1,010	885	795	710	630	555	480	410	481	
9,000	9,100	1,030	905	815	725	645	570	495	425	494	
9,100	9,200	1,050	925	835	745	665	585	510	440	506	
9,200	9,300	1,070	945	855	760	680	600	530	455	519	
9,300	9,400	1,090	965	875	780	700	620	545	470	532	
9,400	9,500	1,110	985	895	800	715	635	560	485	544	
9,500	9,600	1,130	1,005	915	820	735	655	575	500	558	
9,600	9,700	1,150	1,025	935	840	750	670	590	515	573	
9,700	9,800	1,175	1,045	955	860	765	685	605	530	587	
9,800	9,900	1,200	1,065	975	880	785	705	625	550	602	
9,900	10,000	1,220	1,085	995	900	805	720	640	565	616	
10,000円		1,230	1,095	1,005	910	815	730	650	570	630	
10,000円をこえ 11,500円に満たない金額		10,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち10,000円をこえる金額の24%に相当する金額を加算した金額								630円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち10,000円をこえる金額の16%に相当する金額を加算した金額	
11,500円		円 1,590	円 1,455	円 1,365	円 1,270	円 1,175	円 1,090	円 1,010	円 930	円 870	
11,500円をこえ 13,000円に満たない金額		11,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち11,500円をこえる金額の27%に相当する金額を加算した金額								870円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち11,500円をこえる金額の18%に相当する金額を加算した金額	
13,000円		円 1,995	円 1,860	円 1,770	円 1,675	円 1,580	円 1,495	円 1,415	円 1,335	円 1,140	
13,000円をこえ 15,000円に満たない金額		13,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち13,000円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額								1,140円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち13,000円をこえる金額の21%に相当する金額を加算した金額	
15,000円		円 2,595	円 2,460	円 2,370	円 2,275	円 2,180	円 2,095	円 2,015	円 1,935		
15,000円をこえ 16,500円に満たない金額		15,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち15,000円をこえる金額の34%に相当する金額を加算した金額									

イ 甲
(四) 表

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
16,500円		円 3,105	円 2,970	円 2,880	円 2,785	円 2,690	円 2,605	円 2,525	円 2,445	円 1,875	
16,500円をこえ 19,500円に満たない金額		16,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,500円をこえる金額の38%に相当する金額を加算した金額								円 1,875円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,500円をこえる金額の24%に相当する金額を加算した金額	
19,500円		円 4,245	円 4,110	円 4,020	円 3,925	円 3,830	円 3,745	円 3,665	円 3,585	円 2,595	
19,500円をこえ 22,500円に満たない金額		19,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち19,500円をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額								円 2,595円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち19,500円をこえる金額の27%に相当する金額を加算した金額	
22,500円		円 5,505	円 5,370	円 5,280	円 5,185	円 5,090	円 5,005	円 4,925	円 4,845	円 3,405	
22,500円をこえ 27,500円に満たない金額		22,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち22,500円をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額								円 3,405円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち22,500円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額	
27,500円		円 7,805	円 7,670	円 7,580	円 7,485	円 7,390	円 7,305	円 7,225	円 7,145	円 14,670	
27,500円をこえ 36,000円に満たない金額		27,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち27,500円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額								円 14,670円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち27,500円をこえる金額の65%に相当する金額を加算した金額	
36,000円		円 12,055	円 11,920	円 11,830	円 11,735	円 11,640	円 11,555	円 11,475	円 11,395		
36,000円をこえ 58,500円に満たない金額		36,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち36,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額									
58,500円		円 24,430	円 24,295	円 24,205	円 24,110	円 24,015	円 23,930	円 23,850	円 23,770		
58,500円をこえる金額		58,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち58,500円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額									

イ 甲 表
(五)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲								乙	丙
	扶 養 親 族 等 の 数									
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上 未 満	税 額								税 額	税 額
扶養親族等の数が7人をこえる場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人 をこえる1人ごとに55円を控除した金額									従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに55円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額	—

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (イ) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者（乙表の適用を受ける居住者を除く。）については、
- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 - (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人をこえる1人ごとに55円を控除した金額が、その求める税額である。
 - (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。
- (ロ) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、
- (1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに55円を控除した金額）が、その求める税額である。
 - (2) 日雇労働者の受ける給与等（第百八十五条第一項第三号（労働した日ごとに支払われる給与等）に掲げる給与等をいう。）については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

ロ 乙 表
(一)

その日の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上	未 満	税 額						
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,750	円未満	0	0	0	0	0	0	0
1,750	1,800	5	0	0	0	0	0	0
1,800	1,850	5	0	0	0	0	0	0
1,850	1,900	10	0	0	0	0	0	0
1,900	1,950	15	0	0	0	0	0	0
1,950	2,000	20	0	0	0	0	0	0
2,000	2,050	25	0	0	0	0	0	0
2,050	2,100	25	0	0	0	0	0	0
2,100	2,150	30	0	0	0	0	0	0
2,150	2,200	35	0	0	0	0	0	0
2,200	2,250	40	0	0	0	0	0	0
2,250	2,300	45	0	0	0	0	0	0
2,300	2,350	45	5	0	0	0	0	0
2,350	2,400	50	5	0	0	0	0	0
2,400	2,450	55	10	0	0	0	0	0
2,450	2,500	60	15	0	0	0	0	0
2,500	2,550	65	20	0	0	0	0	0
2,550	2,600	65	25	0	0	0	0	0
2,600	2,650	70	25	0	0	0	0	0
2,650	2,700	75	30	0	0	0	0	0
2,700	2,750	80	35	0	0	0	0	0
2,750	2,800	85	40	0	0	0	0	0
2,800	2,850	85	45	0	0	0	0	0
2,850	2,900	90	45	0	0	0	0	0
2,900	2,950	95	50	5	0	0	0	0
2,950	3,000	100	55	10	0	0	0	0
3,000	3,050	105	60	15	0	0	0	0
3,050	3,100	105	65	20	0	0	0	0
3,100	3,150	110	65	20	0	0	0	0
3,150	3,200	115	70	25	0	0	0	0
3,200	3,250	120	75	30	0	0	0	0
3,250	3,300	125	80	35	0	0	0	0
3,300	3,400	135	85	40	0	0	0	0
3,400	3,500	145	95	50	5	0	0	0
3,500	3,600	150	100	55	10	0	0	0
3,600	3,700	160	110	65	20	0	0	0
3,700	3,800	170	120	70	30	0	0	0
3,800	3,900	180	130	80	35	0	0	0
3,900	4,000	190	135	90	45	0	0	0
4,000	4,100	200	145	95	50	5	0	0
4,100	4,200	210	155	105	60	15	0	0
4,200	4,300	220	165	115	70	25	0	0
4,300	4,400	230	175	120	75	30	0	0
4,400	4,500	240	185	130	85	40	0	0
4,500	4,600	250	195	140	90	45	5	0
4,600	4,700	260	205	150	100	55	10	0

ロ 乙 表
(二)

その日の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上	未 満	税 額						
円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,700	4,800	275	215	160	110	65	20	0
4,800	4,900	285	225	175	120	75	30	0
4,900	5,000	300	235	185	130	80	40	0
5,000	5,100	310	250	195	140	90	45	0
5,100	5,200	325	260	205	150	100	55	10
5,200	5,300	335	275	215	165	110	65	20
5,300	5,400	350	285	225	175	120	75	30
5,400	5,500	360	300	240	185	130	85	40
5,500	5,600	375	310	250	195	140	90	45
5,600	5,700	385	325	260	205	155	100	55
5,700	5,800	400	335	275	215	165	110	65
5,800	5,900	415	350	285	230	175	120	75
5,900	6,000	425	360	300	240	185	130	85
6,000	6,100	440	375	310	250	195	140	90
6,100	6,200	455	385	325	260	205	155	100
6,200	6,300	470	400	335	275	215	165	110
6,300	6,400	485	415	350	285	230	175	120
6,400	6,500	500	430	360	300	240	185	130
6,500	6,600	515	440	375	310	250	195	145
6,600	6,700	530	455	385	325	265	205	155
6,700	6,800	540	470	400	340	275	220	165
6,800	6,900	555	485	415	350	290	230	175
6,900	7,000	570	500	430	365	300	240	185
7,000	7,100	585	515	445	375	315	250	195
7,100	7,200	605	530	455	390	325	265	210
7,200	7,300	620	545	470	400	340	275	220
7,300	7,400	635	555	485	415	350	290	230
7,400	7,500	650	570	500	430	365	300	240
7,500	7,600	665	585	515	445	375	315	250
7,600	7,700	685	605	530	460	390	325	265
7,700	7,800	700	620	545	475	400	340	275
7,800	7,900	715	635	560	485	415	350	290
7,900	8,000	730	650	575	500	430	365	300
8,000	8,100	750	670	590	515	445	375	315
8,100	8,200	765	685	605	530	460	390	325
8,200	8,300	780	700	620	545	475	400	340
8,300	8,400	800	715	635	560	490	415	350
8,400	8,500	820	735	655	575	500	430	365
8,500	8,600	840	750	670	590	515	445	380
8,600	8,700	860	765	685	605	530	460	390
8,700	8,800	875	785	700	620	545	475	405
8,800	8,900	895	805	720	640	560	490	420
8,900	9,000	915	825	735	655	575	505	435
9,000	9,100	935	845	750	670	590	520	450
9,100	9,200	955	865	770	690	610	535	465
9,200	9,300	975	880	790	705	625	550	480
9,300	9,400	995	900	810	725	645	565	495
9,400	9,500	1,015	920	830	740	660	580	510
9,500	9,600	1,035	940	850	760	680	600	525
9,600	9,700	1,055	960	870	775	695	615	540

ロ 乙 表
 (三)

その日の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上	未 満	税 額						
円 9,700	円 9,800	円 1,075	円 980	円 890	円 795	円 710	円 630	円 555
9,800	9,900	1,095	1,000	910	815	730	650	570
9,900	10,000	1,115	1,020	930	835	745	665	585
10,000円		1,125	1,030	940	845	755	675	595
10,000円をこえ 11,500円に満た ない金額		10,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち10,000円 をこえる金額の24%に相当する金額を加算した金額						
11,500円		円 1,485	円 1,390	円 1,300	円 1,205	円 1,115	円 1,035	円 955
11,500円をこえ 13,000円に満た ない金額		11,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち11,500円 をこえる金額の27%に相当する金額を加算した金額						
13,000円		円 1,890	円 1,795	円 1,705	円 1,610	円 1,520	円 1,440	円 1,360
13,000円をこえ 15,000円に満た ない金額		13,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち13,000円 をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額						
15,000円		円 2,490	円 2,395	円 2,305	円 2,210	円 2,120	円 2,040	円 1,960
15,000円をこえ 16,500円に満た ない金額		15,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち15,000円 をこえる金額の34%に相当する金額を加算した金額						
16,500円		円 3,000	円 2,905	円 2,815	円 2,720	円 2,630	円 2,550	円 2,470
16,500円をこえ 19,500円に満た ない金額		16,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,500円 をこえる金額の38%に相当する金額を加算した金額						
19,500円		円 4,140	円 4,045	円 3,955	円 3,860	円 3,770	円 3,690	円 3,610
19,500円をこえ 22,500円に満た ない金額		19,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち19,500円 をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額						
22,500円		円 5,400	円 5,305	円 5,215	円 5,120	円 5,030	円 4,950	円 4,870
22,500円をこえ 27,500円に満た ない金額		22,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち22,500円 をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額						

ロ 乙 表
(四)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上	未 満	税 額						
27,500円		円 7,700	円 7,605	円 7,515	円 7,420	円 7,330	円 7,250	円 7,170
27,500円をこえ 36,000円に満た ない金額		27,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち27,500円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額						
36,000円		円 11,950	円 11,855	円 11,765	円 11,670	円 11,580	円 11,500	円 11,420
36,000円をこえ 58,500円に満た ない金額		36,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち36,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額						
58,500円		円 24,325	円 24,230	円 24,140	円 24,045	円 23,955	円 23,875	円 23,795
58,500円をこえ る金額		58,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち58,500円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額						
扶養親族の数が7人をこえる場合には、扶養親族の数が7人の場合の税額から、その7人をこえる1人ごとに55円を控除した金額								

(注) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち次に掲げる者について、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

- (1) 当該申告書に控除対象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に関する記載がある者
- (2) 当該申告書に控除対象配偶者及び扶養親族に関する記載がなく、かつ、その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある者（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当する者であるときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた者に限る。）

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) (注)の(1)に掲げる居住者については、

- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が7人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が7人をこえる1人ごとに55円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハに掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族の数とする。

(二) (注)の(2)に掲げる居住者については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当するごとに扶養親族が1人あるものとして(一)の(2)により求めた金額が、その求める税額である。

等 の 数										乙	
4 人		5 人		6 人		7 人 以 上					
除 後 の 給 与 等 の 金 額										前月の社会保険料控除後の給与等の金額	
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
千円	千円未満	千円	千円未満	千円	千円未満	千円	千円未満	千円	千円未満	千円	千円未満
83	千円未満	96	千円未満	108	千円未満	120	千円未満				
83	90	96	103	108	116	120	128				
90	97	103	111	116	124	128	137				
97	106	111	119	124	133	137	146				
106	130	119	139	133	151	146	164				
130	162	139	174	151	186	164	196	100	千円未満		
162	194	174	203	186	213	196	224				
194	219	203	230	213	240	224	251				
219	245	230	255	240	266	251	279				
245	270	255	282	266	294	279	306				
270	300	282	312	294	323	306	335	100	130		
300	333	312	345	323	356	335	368				
333	365	345	376	356	385	368	394				
365	387	376	397	385	407	394	417				
387	410	397	419	407	429	417	439				
410	431	419	441	429	451	439	461	130	170		
431	469	441	478	451	488	461	498				
469	504	478	515	488	526	498	538				
504	552	515	563	526	575	538	586	170	210		
552	621	563	633	575	646	586	658				
621	705	633	717	646	729	658	740	210	280		
705	850	717	861	729	872	740	883				
850	1,138	861	1,151	872	1,165	883	1,178	280	360		
1,138	1,805	1,151	1,818	1,165	1,831	1,178	1,845	360	580		
1,805	3,471	1,818	3,485	1,831	3,498	1,845	3,511	580	1,120		
3,471 千円以上		3,485 千円以上		3,498 千円以上		3,511 千円以上		1,120 千円以上			

額から控除される社会保険料の金額（以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。）を控除した金額を求

除料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

である。

する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、者1人につき1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

居住者を含む。）については、四に該当する場合を除き、

である。

又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の給らず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第三項の規

ときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控金額から控除される社会保険料の金額とみなす。

別表第六 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表

賞 与 の 金 額 に 乗 ず べ き 率	甲 族							
	扶 養		親		族			
	0	人	1	人	2	人	3	人
	前 月 の 社 会 保 険 料 控							
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
	千円 27千円未満	千円 44千円未満	千円 57千円未満	千円 70千円未満	千円 83千円未満	千円 96千円未満	千円 109千円未満	千円 122千円以上
0	27	29	44	48	57	62	70	76
2	27	29	44	48	57	62	70	76
4	29	32	48	52	62	67	76	82
6	32	48	52	62	67	73	82	90
8	48	92	62	105	73	112	90	121
10	92	117	105	129	112	137	121	150
12	117	143	129	159	137	171	150	183
14	143	174	159	190	171	200	183	209
16	174	201	190	213	200	224	209	234
18	201	224	213	238	224	248	234	259
20	224	253	238	266	248	278	259	289
22	253	281	266	298	278	310	289	321
24	281	313	298	329	310	341	321	353
26	313	339	329	354	341	366	353	377
28	339	368	354	381	366	391	377	400
30	368	388	381	401	391	411	400	421
32	388	426	401	439	411	449	421	459
35	426	463	439	475	449	485	459	494
38	463	505	475	518	485	529	494	540
41	505	569	518	585	529	597	540	609
44	569	655	585	670	597	682	609	694
47	655	802	670	817	682	828	694	839
50	802	1,080	817	1,098	828	1,111	839	1,125
55	1,080	1,747	1,098	1,765	1,111	1,778	1,125	1,791
60	1,747	3,414	1,765	3,431	1,778	3,445	1,791	3,458
65	3,414千円以上	3,431千円以上	3,445千円以上	3,458千円以上				

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、(四)に該当する場合を除き、

(1) まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等の金額を求め、

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(二) (一)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害

(三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた

(1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(四) 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場合与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額をこえる場合には、この表による率を含む。）により税額を計算する。

(五) (一)から(四)までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている除される社会保険料の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当該

別表第七の附表

(一)

給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以	上		以	上		以	上	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
161,300	円未満	0	258,000	260,000	78,400	358,000	360,000	158,400
161,300	162,000	1,000	260,000	262,000	80,000	360,000	362,000	160,000
162,000	164,000	1,600	262,000	264,000	81,600	362,000	364,000	161,600
164,000	166,000	3,200	264,000	266,000	83,200	364,000	366,000	163,200
166,000	168,000	4,800	266,000	268,000	84,800	366,000	368,000	164,800
168,000	170,000	6,400	268,000	270,000	86,400	368,000	370,000	166,400
170,000	172,000	8,000	270,000	272,000	88,000	370,000	372,000	168,000
172,000	174,000	9,600	272,000	274,000	89,600	372,000	374,000	169,600
174,000	176,000	11,200	274,000	276,000	91,200	374,000	376,000	171,200
176,000	178,000	12,800	276,000	278,000	92,800	376,000	378,000	172,800
178,000	180,000	14,400	278,000	280,000	94,400	378,000	380,000	174,400
180,000	182,000	16,000	280,000	282,000	96,000	380,000	382,000	176,000
182,000	184,000	17,600	282,000	284,000	97,600	382,000	384,000	177,600
184,000	186,000	19,200	284,000	286,000	99,200	384,000	386,000	179,200
186,000	188,000	20,800	286,000	288,000	100,800	386,000	388,000	180,800
188,000	190,000	22,400	288,000	290,000	102,400	388,000	390,000	182,400
190,000	192,000	24,000	290,000	292,000	104,000	390,000	392,000	184,000
192,000	194,000	25,600	292,000	294,000	105,600	392,000	394,000	185,600
194,000	196,000	27,200	294,000	296,000	107,200	394,000	396,000	187,200
196,000	198,000	28,800	296,000	298,000	108,800	396,000	398,000	188,800
198,000	200,000	30,400	298,000	300,000	110,400	398,000	400,000	190,400
200,000	202,000	32,000	300,000	302,000	112,000	400,000	402,000	192,000
202,000	204,000	33,600	302,000	304,000	113,600	402,000	404,000	193,600
204,000	206,000	35,200	304,000	306,000	115,200	404,000	406,000	195,200
206,000	208,000	36,800	306,000	308,000	116,800	406,000	408,000	196,800
208,000	210,000	38,400	308,000	310,000	118,400	408,000	410,000	198,400
210,000	212,000	40,000	310,000	312,000	120,000	410,000	412,000	200,000
212,000	214,000	41,600	312,000	314,000	121,600	412,000	414,000	201,600
214,000	216,000	43,200	314,000	316,000	123,200	414,000	416,000	203,200
216,000	218,000	44,800	316,000	318,000	124,800	416,000	418,000	204,800
218,000	220,000	46,400	318,000	320,000	126,400	418,000	420,000	206,400
220,000	222,000	48,000	320,000	322,000	128,000	420,000	422,000	208,000
222,000	224,000	49,600	322,000	324,000	129,600	422,000	424,000	209,600
224,000	226,000	51,200	324,000	326,000	131,200	424,000	426,000	211,200
226,000	228,000	52,800	326,000	328,000	132,800	426,000	428,000	212,800
228,000	230,000	54,400	328,000	330,000	134,400	428,000	430,000	214,400
230,000	232,000	56,000	330,000	332,000	136,000	430,000	432,000	216,000
232,000	234,000	57,600	332,000	334,000	137,600	432,000	434,000	217,600
234,000	236,000	59,200	334,000	336,000	139,200	434,000	436,000	219,200
236,000	238,000	60,800	336,000	338,000	140,800	436,000	438,000	220,800
238,000	240,000	62,400	338,000	340,000	142,400	438,000	440,000	222,400
240,000	242,000	64,000	340,000	342,000	144,000	440,000	442,000	224,000
242,000	244,000	65,600	342,000	344,000	145,600	442,000	444,000	225,600
244,000	246,000	67,200	344,000	346,000	147,200	444,000	446,000	227,200
246,000	248,000	68,800	346,000	348,000	148,800	446,000	448,000	228,800
248,000	250,000	70,400	348,000	350,000	150,400	448,000	450,000	230,400
250,000	252,000	72,000	350,000	352,000	152,000	450,000	452,000	232,000
252,000	254,000	73,600	352,000	354,000	153,600	452,000	454,000	233,600
254,000	256,000	75,200	354,000	356,000	155,200	454,000	456,000	235,200
256,000	258,000	76,800	356,000	358,000	156,800	456,000	458,000	236,800

別表第七の表中「4270,000」を「4088,000」に、「838,000」を「838,400」に改め、同表の備考①中「(定額)に掲げる生徒」を「又は(定額)に掲げる者」とし、「120,000円」を「130,000円」と、「160,000円」を「190,000円」と改める。

別表第七の附表を次のように改める。

(二)

給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
458,000	460,000	238,400	558,000	560,000	318,400	658,000	660,000	398,400
460,000	462,000	240,000	560,000	562,000	320,000	660,000	662,000	400,000
462,000	464,000	241,600	562,000	564,000	321,600	662,000	664,000	401,600
464,000	466,000	243,200	564,000	566,000	323,200	664,000	666,000	403,200
466,000	468,000	244,800	566,000	568,000	324,800	666,000	668,000	404,800
468,000	470,000	246,400	568,000	570,000	326,400	668,000	670,000	406,400
470,000	472,000	248,000	570,000	572,000	328,000	670,000	672,000	408,000
472,000	474,000	249,600	572,000	574,000	329,600	672,000	674,000	409,600
474,000	476,000	251,200	574,000	576,000	331,200	674,000	676,000	411,200
476,000	478,000	252,800	576,000	578,000	332,800	676,000	678,000	412,800
478,000	480,000	254,400	578,000	580,000	334,400	678,000	680,000	414,400
480,000	482,000	256,000	580,000	582,000	336,000	680,000	682,000	416,000
482,000	484,000	257,600	582,000	584,000	337,600	682,000	684,000	417,600
484,000	486,000	259,200	584,000	586,000	339,200	684,000	686,000	419,200
486,000	488,000	260,800	586,000	588,000	340,800	686,000	688,000	420,800
488,000	490,000	262,400	588,000	590,000	342,400	688,000	690,000	422,400
490,000	492,000	264,000	590,000	592,000	344,000	690,000	692,000	424,000
492,000	494,000	265,600	592,000	594,000	345,600	692,000	694,000	425,600
494,000	496,000	267,200	594,000	596,000	347,200	694,000	696,000	427,200
496,000	498,000	268,800	596,000	598,000	348,800	696,000	698,000	428,800
498,000	500,000	270,400	598,000	600,000	350,400	698,000	700,000	430,400
500,000	502,000	272,000	600,000	602,000	352,000	700,000	702,000	432,000
502,000	504,000	273,600	602,000	604,000	353,600	702,000	704,000	433,600
504,000	506,000	275,200	604,000	606,000	355,200	704,000	706,000	435,200
506,000	508,000	276,800	606,000	608,000	356,800	706,000	708,000	436,800
508,000	510,000	278,400	608,000	610,000	358,400	708,000	710,000	438,400
510,000	512,000	280,000	610,000	612,000	360,000	710,000	712,000	440,000
512,000	514,000	281,600	612,000	614,000	361,600	712,000	714,000	441,600
514,000	516,000	283,200	614,000	616,000	363,200	714,000	716,000	443,200
516,000	518,000	284,800	616,000	618,000	364,800	716,000	718,000	444,800
518,000	520,000	286,400	618,000	620,000	366,400	718,000	720,000	446,400
520,000	522,000	288,000	620,000	622,000	368,000	720,000	722,000	448,000
522,000	524,000	289,600	622,000	624,000	369,600	722,000	724,000	449,600
524,000	526,000	291,200	624,000	626,000	371,200	724,000	726,000	451,200
526,000	528,000	292,800	626,000	628,000	372,800	726,000	728,000	452,800
528,000	530,000	294,400	628,000	630,000	374,400	728,000	730,000	454,400
530,000	532,000	296,000	630,000	632,000	376,000	730,000	732,000	456,000
532,000	534,000	297,600	632,000	634,000	377,600	732,000	734,000	457,600
534,000	536,000	299,200	634,000	636,000	379,200	734,000	736,000	459,200
536,000	538,000	300,800	636,000	638,000	380,800	736,000	738,000	460,800
538,000	540,000	302,400	638,000	640,000	382,400	738,000	740,000	462,400
540,000	542,000	304,000	640,000	642,000	384,000	740,000	742,000	464,000
542,000	544,000	305,600	642,000	644,000	385,600	742,000	744,000	465,600
544,000	546,000	307,200	644,000	646,000	387,200	744,000	746,000	467,200
546,000	548,000	308,800	646,000	648,000	388,800	746,000	748,000	468,800
548,000	550,000	310,400	648,000	650,000	390,400	748,000	750,000	470,400
550,000	552,000	312,000	650,000	652,000	392,000	750,000	752,000	472,000
552,000	554,000	313,600	652,000	654,000	393,600	752,000	754,000	473,600
554,000	556,000	315,200	654,000	656,000	395,200	754,000	756,000	475,200
556,000	558,000	316,800	656,000	658,000	396,800	756,000	758,000	476,800

(三)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
除後の給与		等 の金額	除後の給与		等 の金額	除後の給与		等 の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
758,000	760,000	478,400	858,000	860,000	558,400	958,000	960,000	638,400
760,000	762,000	480,000	860,000	862,000	560,000	960,000	962,000	640,000
762,000	764,000	481,600	862,000	864,000	561,600	962,000	964,000	641,600
764,000	766,000	483,200	864,000	866,000	563,200	964,000	966,000	643,200
766,000	768,000	484,800	866,000	868,000	564,800	966,000	968,000	644,800
768,000	770,000	486,400	868,000	870,000	566,400	968,000	970,000	646,400
770,000	772,000	488,000	870,000	872,000	568,000	970,000	972,000	648,000
772,000	774,000	489,600	872,000	874,000	569,600	972,000	974,000	649,600
774,000	776,000	491,200	874,000	876,000	571,200	974,000	976,000	651,200
776,000	778,000	492,800	876,000	878,000	572,800	976,000	978,000	652,800
778,000	780,000	494,400	878,000	880,000	574,400	978,000	980,000	654,400
780,000	782,000	496,000	880,000	882,000	576,000	980,000	982,000	656,000
782,000	784,000	497,600	882,000	884,000	577,600	982,000	984,000	657,600
784,000	786,000	499,200	884,000	886,000	579,200	984,000	986,000	659,200
786,000	788,000	500,800	886,000	888,000	580,800	986,000	988,000	660,800
788,000	790,000	502,400	888,000	890,000	582,400	988,000	990,000	662,400
790,000	792,000	504,000	890,000	892,000	584,000	990,000	992,000	664,000
792,000	794,000	505,600	892,000	894,000	585,600	992,000	994,000	665,600
794,000	796,000	507,200	894,000	896,000	587,200	994,000	996,000	667,200
796,000	798,000	508,800	896,000	898,000	588,800	996,000	998,000	668,800
798,000	800,000	510,400	898,000	900,000	590,400	998,000	1,000,000	670,400
800,000	802,000	512,000	900,000	902,000	592,000	1,000,000	1,002,000	672,000
802,000	804,000	513,600	902,000	904,000	593,600	1,002,000	1,004,000	673,600
804,000	806,000	515,200	904,000	906,000	595,200	1,004,000	1,006,000	675,200
806,000	808,000	516,800	906,000	908,000	596,800	1,006,000	1,008,000	676,800
808,000	810,000	518,400	908,000	910,000	598,400	1,008,000	1,010,000	678,400
810,000	812,000	520,000	910,000	912,000	600,000	1,010,000	1,012,000	680,000
812,000	814,000	521,600	912,000	914,000	601,600	1,012,000	1,014,000	681,600
814,000	816,000	523,200	914,000	916,000	603,200	1,014,000	1,016,000	683,200
816,000	818,000	524,800	916,000	918,000	604,800	1,016,000	1,018,000	684,800
818,000	820,000	526,400	918,000	920,000	606,400	1,018,000	1,020,000	686,400
820,000	822,000	528,000	920,000	922,000	608,000	1,020,000	1,022,000	688,000
822,000	824,000	529,600	922,000	924,000	609,600	1,022,000	1,024,000	689,600
824,000	826,000	531,200	924,000	926,000	611,200	1,024,000	1,026,000	691,200
826,000	828,000	532,800	926,000	928,000	612,800	1,026,000	1,028,000	692,800
828,000	830,000	534,400	928,000	930,000	614,400	1,028,000	1,030,000	694,400
830,000	832,000	536,000	930,000	932,000	616,000	1,030,000	1,032,000	696,000
832,000	834,000	537,600	932,000	934,000	617,600	1,032,000	1,034,000	697,600
834,000	836,000	539,200	934,000	936,000	619,200	1,034,000	1,036,000	699,200
836,000	838,000	540,800	936,000	938,000	620,800	1,036,000	1,038,000	700,800
838,000	840,000	542,400	938,000	940,000	622,400	1,038,000	1,040,000	702,400
840,000	842,000	544,000	940,000	942,000	624,000	1,040,000	1,042,000	704,000
842,000	844,000	545,600	942,000	944,000	625,600	1,042,000	1,044,000	705,600
844,000	846,000	547,200	944,000	946,000	627,200	1,044,000	1,046,000	707,200
846,000	848,000	548,800	946,000	948,000	628,800	1,046,000	1,048,000	708,800
848,000	850,000	550,400	948,000	950,000	630,400	1,048,000	1,050,000	710,400
850,000	852,000	552,000	950,000	952,000	632,000	1,050,000	1,052,000	712,000
852,000	854,000	553,600	952,000	954,000	633,600	1,052,000	1,054,000	713,600
854,000	856,000	555,200	954,000	956,000	635,200	1,054,000	1,056,000	715,200
856,000	858,000	556,800	956,000	958,000	636,800	1,056,000	1,058,000	716,800

(四)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
除後の給与		等 の 金 額	除後の給与		等 の 金 額	除後の給与		等 の 金 額
以	上		以	上		以	上	
未	満		未	満		未	満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,058,000	1,060,000	718,400	1,158,000	1,160,000	798,400	1,258,000	1,260,000	878,400
1,060,000	1,062,000	720,000	1,160,000	1,162,000	800,000	1,260,000	1,262,000	880,000
1,062,000	1,064,000	721,600	1,162,000	1,164,000	801,600	1,262,000	1,264,000	881,600
1,064,000	1,066,000	723,200	1,164,000	1,166,000	803,200	1,264,000	1,266,000	883,200
1,066,000	1,068,000	724,800	1,166,000	1,168,000	804,800	1,266,000	1,268,000	884,800
1,068,000	1,070,000	726,400	1,168,000	1,170,000	806,400	1,268,000	1,270,000	886,400
1,070,000	1,072,000	728,000	1,170,000	1,172,000	808,000	1,270,000	1,272,000	888,000
1,072,000	1,074,000	729,600	1,172,000	1,174,000	809,600	1,272,000	1,274,000	889,600
1,074,000	1,076,000	731,200	1,174,000	1,176,000	811,200	1,274,000	1,276,000	891,200
1,076,000	1,078,000	732,800	1,176,000	1,178,000	812,800	1,276,000	1,278,000	892,800
1,078,000	1,080,000	734,400	1,178,000	1,180,000	814,400	1,278,000	1,280,000	894,400
1,080,000	1,082,000	736,000	1,180,000	1,182,000	816,000	1,280,000	1,282,000	896,000
1,082,000	1,084,000	737,600	1,182,000	1,184,000	817,600	1,282,000	1,284,000	897,600
1,084,000	1,086,000	739,200	1,184,000	1,186,000	819,200	1,284,000	1,286,000	899,200
1,086,000	1,088,000	740,800	1,186,000	1,188,000	820,800	1,286,000	1,288,000	900,800
1,088,000	1,090,000	742,400	1,188,000	1,190,000	822,400	1,288,000	1,290,000	902,400
1,090,000	1,092,000	744,000	1,190,000	1,192,000	824,000	1,290,000	1,292,000	904,000
1,092,000	1,094,000	745,600	1,192,000	1,194,000	825,600	1,292,000	1,294,000	905,600
1,094,000	1,096,000	747,200	1,194,000	1,196,000	827,200	1,294,000	1,296,000	907,200
1,096,000	1,098,000	748,800	1,196,000	1,198,000	828,800	1,296,000	1,298,000	908,800
1,098,000	1,100,000	750,400	1,198,000	1,200,000	830,400	1,298,000	1,300,000	910,400
1,100,000	1,102,000	752,000	1,200,000	1,202,000	832,000	1,300,000	1,302,000	912,000
1,102,000	1,104,000	753,600	1,202,000	1,204,000	833,600	1,302,000	1,304,000	913,600
1,104,000	1,106,000	755,200	1,204,000	1,206,000	835,200	1,304,000	1,306,000	915,200
1,106,000	1,108,000	756,800	1,206,000	1,208,000	836,800	1,306,000	1,308,000	916,800
1,108,000	1,110,000	758,400	1,208,000	1,210,000	838,400	1,308,000	1,310,000	918,400
1,110,000	1,112,000	760,000	1,210,000	1,212,000	840,000	1,310,000	1,312,000	920,000
1,112,000	1,114,000	761,600	1,212,000	1,214,000	841,600	1,312,000	1,314,000	921,600
1,114,000	1,116,000	763,200	1,214,000	1,216,000	843,200	1,314,000	1,316,000	923,200
1,116,000	1,118,000	764,800	1,216,000	1,218,000	844,800	1,316,000	1,318,000	924,800
1,118,000	1,120,000	766,400	1,218,000	1,220,000	846,400	1,318,000	1,320,000	926,400
1,120,000	1,122,000	768,000	1,220,000	1,222,000	848,000	1,320,000	1,322,000	928,000
1,122,000	1,124,000	769,600	1,222,000	1,224,000	849,600	1,322,000	1,324,000	929,600
1,124,000	1,126,000	771,200	1,224,000	1,226,000	851,200	1,324,000	1,326,000	931,200
1,126,000	1,128,000	772,800	1,226,000	1,228,000	852,800	1,326,000	1,328,000	932,800
1,128,000	1,130,000	774,400	1,228,000	1,230,000	854,400	1,328,000	1,330,000	934,400
1,130,000	1,132,000	776,000	1,230,000	1,232,000	856,000	1,330,000	1,332,000	936,000
1,132,000	1,134,000	777,600	1,232,000	1,234,000	857,600	1,332,000	1,334,000	937,600
1,134,000	1,136,000	779,200	1,234,000	1,236,000	859,200	1,334,000	1,336,000	939,200
1,136,000	1,138,000	780,800	1,236,000	1,238,000	860,800	1,336,000	1,338,000	940,800
1,138,000	1,140,000	782,400	1,238,000	1,240,000	862,400	1,338,000	1,340,000	942,400
1,140,000	1,142,000	784,000	1,240,000	1,242,000	864,000	1,340,000	1,342,000	944,000
1,142,000	1,144,000	785,600	1,242,000	1,244,000	865,600	1,342,000	1,344,000	945,600
1,144,000	1,146,000	787,200	1,244,000	1,246,000	867,200	1,344,000	1,346,000	947,200
1,146,000	1,148,000	788,800	1,246,000	1,248,000	868,800	1,346,000	1,348,000	948,800
1,148,000	1,150,000	790,400	1,248,000	1,250,000	870,400	1,348,000	1,350,000	950,400
1,150,000	1,152,000	792,000	1,250,000	1,252,000	872,000	1,350,000	1,352,000	952,000
1,152,000	1,154,000	793,600	1,252,000	1,254,000	873,600	1,352,000	1,354,000	953,600
1,154,000	1,156,000	795,200	1,254,000	1,256,000	875,200	1,354,000	1,356,000	955,200
1,156,000	1,158,000	796,800	1,256,000	1,258,000	876,800	1,356,000	1,358,000	956,800

(五)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,358,000	1,360,000	958,400	1,458,000	1,460,000	1,038,400	1,558,000	1,560,000	1,118,400
1,360,000	1,362,000	960,000	1,460,000	1,462,000	1,040,000	1,560,000	1,562,000	1,120,000
1,362,000	1,364,000	961,600	1,462,000	1,464,000	1,041,600	1,562,000	1,564,000	1,121,600
1,364,000	1,366,000	963,200	1,464,000	1,466,000	1,043,200	1,564,000	1,566,000	1,123,200
1,366,000	1,368,000	964,800	1,466,000	1,468,000	1,044,800	1,566,000	1,568,000	1,124,800
1,368,000	1,370,000	966,400	1,468,000	1,470,000	1,046,400	1,568,000	1,570,000	1,126,400
1,370,000	1,372,000	968,000	1,470,000	1,472,000	1,048,000	1,570,000	1,572,000	1,128,000
1,372,000	1,374,000	969,600	1,472,000	1,474,000	1,049,600	1,572,000	1,574,000	1,129,600
1,374,000	1,376,000	971,200	1,474,000	1,476,000	1,051,200	1,574,000	1,576,000	1,131,200
1,376,000	1,378,000	972,800	1,476,000	1,478,000	1,052,800	1,576,000	1,578,000	1,132,800
1,378,000	1,380,000	974,400	1,478,000	1,480,000	1,054,400	1,578,000	1,580,000	1,134,400
1,380,000	1,382,000	976,000	1,480,000	1,482,000	1,056,000	1,580,000	1,582,000	1,136,000
1,382,000	1,384,000	977,600	1,482,000	1,484,000	1,057,600	1,582,000	1,584,000	1,137,600
1,384,000	1,386,000	979,200	1,484,000	1,486,000	1,059,200	1,584,000	1,586,000	1,139,200
1,386,000	1,388,000	980,800	1,486,000	1,488,000	1,060,800	1,586,000	1,588,000	1,140,800
1,388,000	1,390,000	982,400	1,488,000	1,490,000	1,062,400	1,588,000	1,590,000	1,142,400
1,390,000	1,392,000	984,000	1,490,000	1,492,000	1,064,000	1,590,000	1,592,000	1,144,000
1,392,000	1,394,000	985,600	1,492,000	1,494,000	1,065,600	1,592,000	1,594,000	1,145,600
1,394,000	1,396,000	987,200	1,494,000	1,496,000	1,067,200	1,594,000	1,596,000	1,147,200
1,396,000	1,398,000	988,800	1,496,000	1,498,000	1,068,800	1,596,000	1,598,000	1,148,800
1,398,000	1,400,000	990,400	1,498,000	1,500,000	1,070,400	1,598,000	1,600,000	1,150,400
1,400,000	1,402,000	992,000	1,500,000	1,502,000	1,072,000	1,600,000	1,602,000	1,152,000
1,402,000	1,404,000	993,600	1,502,000	1,504,000	1,073,600	1,602,000	1,604,000	1,153,600
1,404,000	1,406,000	995,200	1,504,000	1,506,000	1,075,200	1,604,000	1,606,000	1,155,200
1,406,000	1,408,000	996,800	1,506,000	1,508,000	1,076,800	1,606,000	1,608,000	1,156,800
1,408,000	1,410,000	998,400	1,508,000	1,510,000	1,078,400	1,608,000	1,610,000	1,158,400
1,410,000	1,412,000	1,000,000	1,510,000	1,512,000	1,080,000	1,610,000	1,612,000	1,160,000
1,412,000	1,414,000	1,001,600	1,512,000	1,514,000	1,081,600	1,612,000	1,614,000	1,161,600
1,414,000	1,416,000	1,003,200	1,514,000	1,516,000	1,083,200	1,614,000	1,616,000	1,163,200
1,416,000	1,418,000	1,004,800	1,516,000	1,518,000	1,084,800	1,616,000	1,618,000	1,164,800
1,418,000	1,420,000	1,006,400	1,518,000	1,520,000	1,086,400	1,618,000	1,620,000	1,166,400
1,420,000	1,422,000	1,008,000	1,520,000	1,522,000	1,088,000	1,620,000	1,622,000	1,168,000
1,422,000	1,424,000	1,009,600	1,522,000	1,524,000	1,089,600	1,622,000	1,624,000	1,169,600
1,424,000	1,426,000	1,011,200	1,524,000	1,526,000	1,091,200	1,624,000	1,626,000	1,171,200
1,426,000	1,428,000	1,012,800	1,526,000	1,528,000	1,092,800	1,626,000	1,628,000	1,172,800
1,428,000	1,430,000	1,014,400	1,528,000	1,530,000	1,094,400	1,628,000	1,630,000	1,174,400
1,430,000	1,432,000	1,016,000	1,530,000	1,532,000	1,096,000	1,630,000	1,632,000	1,176,000
1,432,000	1,434,000	1,017,600	1,532,000	1,534,000	1,097,600	1,632,000	1,634,000	1,177,600
1,434,000	1,436,000	1,019,200	1,534,000	1,536,000	1,099,200	1,634,000	1,636,000	1,179,200
1,436,000	1,438,000	1,020,800	1,536,000	1,538,000	1,100,800	1,636,000	1,638,000	1,180,800
1,438,000	1,440,000	1,022,400	1,538,000	1,540,000	1,102,400	1,638,000	1,640,000	1,182,400
1,440,000	1,442,000	1,024,000	1,540,000	1,542,000	1,104,000	1,640,000	1,642,000	1,184,000
1,442,000	1,444,000	1,025,600	1,542,000	1,544,000	1,105,600	1,642,000	1,644,000	1,185,600
1,444,000	1,446,000	1,027,200	1,544,000	1,546,000	1,107,200	1,644,000	1,646,000	1,187,200
1,446,000	1,448,000	1,028,800	1,546,000	1,548,000	1,108,800	1,646,000	1,648,000	1,188,800
1,448,000	1,450,000	1,030,400	1,548,000	1,550,000	1,110,400	1,648,000	1,650,000	1,190,400
1,450,000	1,452,000	1,032,000	1,550,000	1,552,000	1,112,000	1,650,000	1,652,000	1,192,000
1,452,000	1,454,000	1,033,600	1,552,000	1,554,000	1,113,600	1,652,000	1,654,000	1,193,600
1,454,000	1,456,000	1,035,200	1,554,000	1,556,000	1,115,200	1,654,000	1,656,000	1,195,200
1,456,000	1,458,000	1,036,800	1,556,000	1,558,000	1,116,800	1,656,000	1,658,000	1,196,800

昭和四十八年四月六日 参議院會議録第十号 所得税法の一部を改正する法律案

(六)

給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控
以	上	除後の給与 等の金額	以	上	除後の給与 等の金額	以	上	除後の給与 等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,658,000	1,660,000	1,198,400	1,758,000	1,760,000	1,288,200	1,858,000	1,860,000	1,378,200
1,660,000	1,662,000	1,200,000	1,760,000	1,762,000	1,290,000	1,860,000	1,862,000	1,380,000
1,662,000	1,664,000	1,201,800	1,762,000	1,764,000	1,291,800	1,862,000	1,864,000	1,381,800
1,664,000	1,666,000	1,203,600	1,764,000	1,766,000	1,293,600	1,864,000	1,866,000	1,383,600
1,666,000	1,668,000	1,205,400	1,766,000	1,768,000	1,295,400	1,866,000	1,868,000	1,385,400
1,668,000	1,670,000	1,207,200	1,768,000	1,770,000	1,297,200	1,868,000	1,870,000	1,387,200
1,670,000	1,672,000	1,209,000	1,770,000	1,772,000	1,299,000	1,870,000	1,872,000	1,389,000
1,672,000	1,674,000	1,210,800	1,772,000	1,774,000	1,300,800	1,872,000	1,874,000	1,390,800
1,674,000	1,676,000	1,212,600	1,774,000	1,776,000	1,302,600	1,874,000	1,876,000	1,392,600
1,676,000	1,678,000	1,214,400	1,776,000	1,778,000	1,304,400	1,876,000	1,878,000	1,394,400
1,678,000	1,680,000	1,216,200	1,778,000	1,780,000	1,306,200	1,878,000	1,880,000	1,396,200
1,680,000	1,682,000	1,218,000	1,780,000	1,782,000	1,308,000	1,880,000	1,882,000	1,398,000
1,682,000	1,684,000	1,219,800	1,782,000	1,784,000	1,309,800	1,882,000	1,884,000	1,399,800
1,684,000	1,686,000	1,221,600	1,784,000	1,786,000	1,311,600	1,884,000	1,886,000	1,401,600
1,686,000	1,688,000	1,223,400	1,786,000	1,788,000	1,313,400	1,886,000	1,888,000	1,403,400
1,688,000	1,690,000	1,225,200	1,788,000	1,790,000	1,315,200	1,888,000	1,890,000	1,405,200
1,690,000	1,692,000	1,227,000	1,790,000	1,792,000	1,317,000	1,890,000	1,892,000	1,407,000
1,692,000	1,694,000	1,228,800	1,792,000	1,794,000	1,318,800	1,892,000	1,894,000	1,408,800
1,694,000	1,696,000	1,230,600	1,794,000	1,796,000	1,320,600	1,894,000	1,896,000	1,410,600
1,696,000	1,698,000	1,232,400	1,796,000	1,798,000	1,322,400	1,896,000	1,898,000	1,412,400
1,698,000	1,700,000	1,234,200	1,798,000	1,800,000	1,324,200	1,898,000	1,900,000	1,414,200
1,700,000	1,702,000	1,236,000	1,800,000	1,802,000	1,326,000	1,900,000	1,902,000	1,416,000
1,702,000	1,704,000	1,237,800	1,802,000	1,804,000	1,327,800	1,902,000	1,904,000	1,417,800
1,704,000	1,706,000	1,239,600	1,804,000	1,806,000	1,329,600	1,904,000	1,906,000	1,419,600
1,706,000	1,708,000	1,241,400	1,806,000	1,808,000	1,331,400	1,906,000	1,908,000	1,421,400
1,708,000	1,710,000	1,243,200	1,808,000	1,810,000	1,333,200	1,908,000	1,910,000	1,423,200
1,710,000	1,712,000	1,245,000	1,810,000	1,812,000	1,335,000	1,910,000	1,912,000	1,425,000
1,712,000	1,714,000	1,246,800	1,812,000	1,814,000	1,336,800	1,912,000	1,914,000	1,426,800
1,714,000	1,716,000	1,248,600	1,814,000	1,816,000	1,338,600	1,914,000	1,916,000	1,428,600
1,716,000	1,718,000	1,250,400	1,816,000	1,818,000	1,340,400	1,916,000	1,918,000	1,430,400
1,718,000	1,720,000	1,252,200	1,818,000	1,820,000	1,342,200	1,918,000	1,920,000	1,432,200
1,720,000	1,722,000	1,254,000	1,820,000	1,822,000	1,344,000	1,920,000	1,922,000	1,434,000
1,722,000	1,724,000	1,255,800	1,822,000	1,824,000	1,345,800	1,922,000	1,924,000	1,435,800
1,724,000	1,726,000	1,257,600	1,824,000	1,826,000	1,347,600	1,924,000	1,926,000	1,437,600
1,726,000	1,728,000	1,259,400	1,826,000	1,828,000	1,349,400	1,926,000	1,928,000	1,439,400
1,728,000	1,730,000	1,261,200	1,828,000	1,830,000	1,351,200	1,928,000	1,930,000	1,441,200
1,730,000	1,732,000	1,263,000	1,830,000	1,832,000	1,353,000	1,930,000	1,932,000	1,443,000
1,732,000	1,734,000	1,264,800	1,832,000	1,834,000	1,354,800	1,932,000	1,934,000	1,444,800
1,734,000	1,736,000	1,266,600	1,834,000	1,836,000	1,356,600	1,934,000	1,936,000	1,446,600
1,736,000	1,738,000	1,268,400	1,836,000	1,838,000	1,358,400	1,936,000	1,938,000	1,448,400
1,738,000	1,740,000	1,270,200	1,838,000	1,840,000	1,360,200	1,938,000	1,940,000	1,450,200
1,740,000	1,742,000	1,272,000	1,840,000	1,842,000	1,362,000	1,940,000	1,942,000	1,452,000
1,742,000	1,744,000	1,273,800	1,842,000	1,844,000	1,363,800	1,942,000	1,944,000	1,453,800
1,744,000	1,746,000	1,275,600	1,844,000	1,846,000	1,365,600	1,944,000	1,946,000	1,455,600
1,746,000	1,748,000	1,277,400	1,846,000	1,848,000	1,367,400	1,946,000	1,948,000	1,457,400
1,748,000	1,750,000	1,279,200	1,848,000	1,850,000	1,369,200	1,948,000	1,950,000	1,459,200
1,750,000	1,752,000	1,281,000	1,850,000	1,852,000	1,371,000	1,950,000	1,952,000	1,461,000
1,752,000	1,754,000	1,282,800	1,852,000	1,854,000	1,372,800	1,952,000	1,954,000	1,462,800
1,754,000	1,756,000	1,284,600	1,854,000	1,856,000	1,374,600	1,954,000	1,956,000	1,464,600
1,756,000	1,758,000	1,286,400	1,856,000	1,858,000	1,376,400	1,956,000	1,958,000	1,466,400

(七)

給 与 等 の 金 額			給 与 等 の 金 額			給 与 等 の 金 額		
以 上		給与所得控 除後の給与 等の金額	以 上		給与所得控 除後の給与 等の金額	以 上		給与所得控 除後の給与 等の金額
未 満	満		未 満	満		未 満	満	
円 1,958,000	円 1,960,000	円 1,468,200	円 1,988,000	円 1,990,000	円 1,495,200	円 3,160,000	円 5,000,000	給与等の金額に 95%を乗じて算 出した金額から 452,000円を控 除した金額
1,960,000	1,962,000	1,470,000	1,990,000	1,992,000	1,497,000			
1,962,000	1,964,000	1,471,800	1,992,000	1,994,000	1,498,800			
1,964,000	1,966,000	1,473,600	1,994,000	1,996,000	1,500,600			
1,966,000	1,968,000	1,475,400	1,996,000	1,998,000	1,502,400			
1,968,000	1,970,000	1,477,200	1,998,000	2,000,000	1,504,200	5,000,000 円		4,298,000 円
1,970,000	1,972,000	1,479,000						
1,972,000	1,974,000	1,480,800						
1,974,000	1,976,000	1,482,600						
1,976,000	1,978,000	1,484,400						
1,978,000	1,980,000	1,486,200	2,000,000	3,160,000	給与等の金額に 90%を乗じて算 出した金額から 294,000円を控 除した金額			
1,980,000	1,982,000	1,488,000						
1,982,000	1,984,000	1,489,800						
1,984,000	1,986,000	1,491,600						
1,986,000	1,988,000	1,493,400						

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。この場合において、給与等の金額が2,000,000円以上の居住者の給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める給与所得控除後の給与等の金額とする。

別表第八の附表

別表第八の附表を次のように改める。

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
4年以下	千円 400	千円 1,400	23 年	千円 3,900	千円 4,900
			24 年	4,200	5,200
			25 年	4,500	5,500
5 年	500	1,500	26 年	4,800	5,800
6 年	600	1,600	27 年	5,100	6,100
7 年	700	1,700	28 年	5,400	6,400
8 年	800	1,800	29 年	5,700	6,700
9 年	900	1,900	30 年	6,000	7,000
10 年	1,000	2,000	31 年	6,400	7,400
11 年	1,200	2,200	32 年	6,800	7,800
12 年	1,400	2,400	33 年	7,200	8,200
13 年	1,600	2,600	34 年	7,600	8,600
14 年	1,800	2,800	35 年	8,000	9,000
15 年	2,000	3,000	36 年	8,400	9,400
16 年	2,200	3,200	37 年	8,800	9,800
17 年	2,400	3,400	38 年	9,200	10,200
18 年	2,600	3,600	39 年	9,600	10,600
19 年	2,800	3,800	40 年	10,000	11,000
20 年	3,000	4,000	41年以上	10,000千円に、勤続年数が40年をこえる1年ごとに400千円を加算した金額	11,000千円に、勤続年数が40年をこえる1年ごとに400千円を加算した金額
21 年	3,300	4,300			
22 年	3,600	4,600			

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

- (一) 「勤続年数」とは、第二百一条第二項(退職所得に係る徴収税額)に規定する勤続年数に準ずる勤続年数をいう。
- (二) 「障害退職の場合」とは、第三十条第四項第三号(障害退職の控除額)に掲げる場合に該当する場合をいう。
- (三) 「一般退職の場合」とは、障害退職の場合以外の退職の場合をいう。

(備考)

- (一) 退職所得控除額を求めるには、(二)に該当する場合を除き、退職手当等に係る勤続年数に応じ「勤続年数」欄の該当する行を求めるものとし、一般退職の場合にあつてはその行の「退職所得控除額」の「一般退職の場合」欄に記載されている金額が、障害退職の場合にあつてはその行の「退職所得控除額」の「障害退職の場合」欄に記載されている金額が、それぞれその退職手当等に係る退職所得控除額である。
- (二) 第三十条第四項第一号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額が、その退職手当等に係る退職所得控除額である。

昭和四十八年四月六日 参議院會議録第十号 所得税法の一部を改正する法律案

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法(以下「新法」という。)の規定は、昭和四十八年分以後の所得税について適用し、昭和四十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(昭和四十八年分の給与所得の金額及び所得控

除等に係る特例)

第三条 昭和四十八年分の給与所得の金額は、同年中の新法第二十八条第一項(給与所得)に規定する給与等(以下「給与等」という。)の収入金額を附則別表第一の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額に相当する金額によるものとする。

2 昭和四十八年分の所得税については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十七条第三項第一号(事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等)	二十万円	十九万二千五百円
第七十九条第一項及び第二項(障害者控除)	十三万円	十二万七千五百円
	十九万円	十八万二千五百円
第八十条第一項(老年者控除)、第八十一条第一項(寡婦控除)及び第八十二条第一項(勤労学生控除)	十三万円	十二万七千五百円
第八十三条第一項(配偶者控除)	二十一万円	二十万七千五百円
第八十四条第一項(扶養控除)	十六万円	十五万五千円
第八十四条第二項	十九万円	十八万二千五百円

第八十四条第三項

十八万円

十七万二千五百円

第八十六条第一項(基礎控除)

二十一万円

二十万七千五百円

第九十条第二号(年末調整)

別表第七の附表

所得税法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号。以下「改正法」という。)附則別表第一

別表第七の表

4,088,000

4,128,000

別表第七の備考(一)

798,400

810,400

別表第七の備考(二)

130,000円

127,500円

別表第七の備考(三)

180,000円

182,500円

(有価証券の譲渡所得の非課税に関する経過措置)

第四条 新法第九条第一項第十一号ニ(有価証券の譲渡による所得の非課税)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後における同号ニの有価証券の譲渡による所得について適用する。

(昭和四十八年分及び昭和四十九年分の所得税に係る予定納税基準額の計算の特例)

第五条 居住者の昭和四十八年分の所得税については、新法第四十四条第一項(予定納税額の納付)に規定する予定納税基準額(以下「予定納税基準

額」という。)は、次項の規定の適用がある場合を除き、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる率を乗じて計算した金額によるものとする。

一 その者の昭和四十七年分の課税総所得金額に係る所得税の額(当該課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうち譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、改正前の所得税法(以下「旧法」という。)第四十四条第一項第一号の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した額とし、同年分の

所得税について災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）第二条（所得税の軽減又は免除）の規定の適用があつた場合には、同条の規定の適用がなかつたものとして計算した額とする。）から、当該各種所得につき源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額（一時所得の金額、雑所得の金額及び雑所得に該当しない臨時所得の金額に係るものを除く。）を控除した金額

二 前号に掲げる金額の計算の基礎となつた課税総所得金額（昭和四十七年分の所得税について旧法第九十条第一項（変動所得及び臨時所得の平均課税）の規定の適用があつた場合には、同項第一号に規定する調整所得金額とし、同年分の課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうち譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、旧法第四十四条第一項第一号の規定に基づき政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した金額とする。以下次項までにおいて「課税総所得金額等」とい

う。）と当該課税総所得金額等の計算の基礎となつた旧法第五十七条第三項（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）に規定する事業専従者、控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びにこれらの者の数に依り附則別表第二により求めた率

2 昭和四十七年分の課税総所得金額等が二千万円以上である居住者の昭和四十八年分の所得税に係る予定納税基準額は、その者の前項第一号に掲げる金額から二万円を控除した金額によるものとする。

3 昭和四十七年分の所得税につき旧法第九十七条第一項（合算対象世帯員がある場合の税額）の規定の適用があつた場合における昭和四十八年分の予定納税基準額の計算については、政令で定める。

4 非居住者の昭和四十八年分の所得税に係る予定納税基準額は、前三項の規定に準じて計算したところによる。

5 前各項の規定は、居住者又は非居住者の昭和四十九年分の所得税に係る予定納税基準額の計算について準用する。この場合において、第一項第一号中「昭和四十七年分」とあるのは「昭和

四十八年分」と、「改正前の所得税法（以下「旧法」といふ。）とあるのは「新法」と、同項第二号中「昭和四十七年分」とあるのは「昭和四十八年分」と、「旧法」とあるのは「新法」と、「附則別表第二」とあるのは「附則別表第三」と、第二項中「昭和四十七年分」とあるのは「昭和四十八年分」と、「二千万円」とあるのは「五百万円」と、「二万円」とあるのは「四千元」と、第三項中「昭和四十七年分」とあるのは「昭和四十八年分」と、「旧法」とあるのは「新法」と、それぞれ読み替えるものとする。

（証券投資信託の収益の分配に係る源泉徴収時期に関する経過措置）

第六条 新法第八十一条第二項（配当等に係る源泉徴収義務）の規定は、施行日以後に支払うべき同項に規定する配当等について適用し、同日前に支払うべき旧法第八十一条第二項に規定する配当等については、なお従前の例による。（給与所得及び退職所得に係る源泉徴収に関する経過措置）

第七条 新法第四編第二章第一節（給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額）の規定及び新法

別表第四から別表第六までは、施行日以後に支払うべき給与等について適用し、同日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

2 附則第三条第二項（昭和四十八年分の給与所得の金額及び所得控除等に係る特例）の規定により読み替えられた新法第九十条（年末調整）の規定及び附則別表第一は、昭和四十八年中に支払うべき給与等とその最後に支払をする日が施行日以後である場合について適用し、その最後に支払をする日が施行日前である場合については、なお従前の例による。

3 新法第二百一条（退職所得に係る源泉徴収税額）の規定並びに新法別表第八及び同表の附表は、昭和四十八年一月一日以後に支払うべき新法第九十九条（退職所得に係る源泉徴収義務）に規定する退職手当等（以下「退職手当等」といふ。）で施行日以後に支払われるものについて適用し、同年中に支払うべき退職手当等で同日前に支払われたものについては、なお従前の例による。（源泉徴収の納期の特例の承認の申請に関する経過措置）

第八条 新法第二百七条第五項（納期の特例に

昭和四十八年四月六日 参議院會議録第十号 所得税法の一部を改正する法律案

二六〇

関する承認の申請等)の規定は、施行日以後に提出する同条第一項の申請書について適用する。
(無記名公社債の利子等の受領者の告知に関する経過措置)

第九条 新法第二百二十四条第一項後段(無記名公社債の利子等の受領者の告知)の規定は、施行日以後に同項の支払をする場合について適用する。

(施行日前に出国をした者に係る更正の請求)

第十条 施行日前に昭和四十八年分の所得税につき旧法第二百二十七条(年の中途中で出国をする場合の確定申告)(旧法第六十六条(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む)の規定による申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二十五条(決定)の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき同日前に同法第二十四条(更正)又は第二十

六条(再更正)の規定による更正があつた場合には、当該更正後の事項)につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、昭和四十九年三月三十一日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項(更正の請求)の更正の請求をすることができる。

2 前項の更正の請求に基づく国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合において、新法第五百九条第二項(更正又は決定による源泉徴収税額等の還付)(新法第六十八条(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む)の規定による還付金について国税通則法第五十八条第一項(還付加算金)に規定する還付加算金を計算するときは、その計算の基礎となる同項の期間は、施行日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき同法第五十七条第一項(充当)の規定による充当(以下「充当」という。)をする日(同

日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

(施行日前に支払われた退職所得に係る源泉徴収税額の還付)

第十一条 昭和四十八年中に支払うべき退職手当等で施行日前に支払われたものにつき旧法第九十九条から第二百二条まで(退職所得に係る源泉徴収)の規定により徴収された所得税の額が、当該退職手当等につき新法第二百一条及び第二百二条の規定を適用した場合における所得税の額をこえるときは、当該退職手当等の支払を受けた居住者は、政令で定めるところにより、同年六月三十日までに、納税地の所轄税務署長に対し、そのこえる金額の還付を請求することができる。

2 前項に規定する退職手当等につき同項の規定による還付の請求があつた場合には、その居住者の昭和四十八年分の所得税についての申告、

更正又は決定、納付、徴収(退職手当等に係る源泉徴収を除く。)及び還付(当該請求に係る還付を除く。)に関する規定の適用並びに同年中に支払うべき退職手当等で施行日以後に支払われるものに対する新法第二百一条第一項第二号の規定の適用については、当該請求に係る退職手当等について旧法第九十九条から第二百二条までの規定により徴収された所得税の額から当該請求により還付すべき金額を控除した金額の所得税の徴収が行なわれたものとみなす。

3 第一項の規定による還付金について国税通則法第五十八条第一項(還付加算金)に規定する還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる同項の期間は、第一項の規定による還付の請求があつた日から一月を経過する日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

附則別表第一 昭和48年分の年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表の附表

(一)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
153,800	154,000	0	250,000	252,000	78,000	350,000	352,000	158,000
153,800	154,000	1,000	252,000	254,000	79,600	352,000	354,000	159,600
154,000	156,000	1,200	254,000	256,000	81,200	354,000	356,000	161,200
156,000	158,000	2,800	256,000	258,000	82,800	356,000	358,000	162,800
158,000	160,000	4,400	258,000	260,000	84,400	358,000	360,000	164,400
160,000	162,000	6,000	260,000	262,000	86,000	360,000	362,000	166,000
162,000	164,000	7,600	262,000	264,000	87,600	362,000	364,000	167,600
164,000	166,000	9,200	264,000	266,000	89,200	364,000	366,000	169,200
166,000	168,000	10,800	266,000	268,000	90,800	366,000	368,000	170,800
168,000	170,000	12,400	268,000	270,000	92,400	368,000	370,000	172,400
170,000	172,000	14,000	270,000	272,000	94,000	370,000	372,000	174,000
172,000	174,000	15,600	272,000	274,000	95,600	372,000	374,000	175,600
174,000	176,000	17,200	274,000	276,000	97,200	374,000	376,000	177,200
176,000	178,000	18,800	276,000	278,000	98,800	376,000	378,000	178,800
178,000	180,000	20,400	278,000	280,000	100,400	378,000	380,000	180,400
180,000	182,000	22,000	280,000	282,000	102,000	380,000	382,000	182,000
182,000	184,000	23,600	282,000	284,000	103,600	382,000	384,000	183,600
184,000	186,000	25,200	284,000	286,000	105,200	384,000	386,000	185,200
186,000	188,000	26,800	286,000	288,000	106,800	386,000	388,000	186,800
188,000	190,000	28,400	288,000	290,000	108,400	388,000	390,000	188,400
190,000	192,000	30,000	290,000	292,000	110,000	390,000	392,000	190,000
192,000	194,000	31,600	292,000	294,000	111,600	392,000	394,000	191,600
194,000	196,000	33,200	294,000	296,000	113,200	394,000	396,000	193,200
196,000	198,000	34,800	296,000	298,000	114,800	396,000	398,000	194,800
198,000	200,000	36,400	298,000	300,000	116,400	398,000	400,000	196,400
200,000	202,000	38,000	300,000	302,000	118,000	400,000	402,000	198,000
202,000	204,000	39,600	302,000	304,000	119,600	402,000	404,000	199,600
204,000	206,000	41,200	304,000	306,000	121,200	404,000	406,000	201,200
206,000	208,000	42,800	306,000	308,000	122,800	406,000	408,000	202,800
208,000	210,000	44,400	308,000	310,000	124,400	408,000	410,000	204,400
210,000	212,000	46,000	310,000	312,000	126,000	410,000	412,000	206,000
212,000	214,000	47,600	312,000	314,000	127,600	412,000	414,000	207,600
214,000	216,000	49,200	314,000	316,000	129,200	414,000	416,000	209,200
216,000	218,000	50,800	316,000	318,000	130,800	416,000	418,000	210,800
218,000	220,000	52,400	318,000	320,000	132,400	418,000	420,000	212,400
220,000	222,000	54,000	320,000	322,000	134,000	420,000	422,000	214,000
222,000	224,000	55,600	322,000	324,000	135,600	422,000	424,000	215,600
224,000	226,000	57,200	324,000	326,000	137,200	424,000	426,000	217,200
226,000	228,000	58,800	326,000	328,000	138,800	426,000	428,000	218,800
228,000	230,000	60,400	328,000	330,000	140,400	428,000	430,000	220,400
230,000	232,000	62,000	330,000	332,000	142,000	430,000	432,000	222,000
232,000	234,000	63,600	332,000	334,000	143,600	432,000	434,000	223,600
234,000	236,000	65,200	334,000	336,000	145,200	434,000	436,000	225,200
236,000	238,000	66,800	336,000	338,000	146,800	436,000	438,000	226,800
238,000	240,000	68,400	338,000	340,000	148,400	438,000	440,000	228,400
240,000	242,000	70,000	340,000	342,000	150,000	440,000	442,000	230,000
242,000	244,000	71,600	342,000	344,000	151,600	442,000	444,000	231,600
244,000	246,000	73,200	344,000	346,000	153,200	444,000	446,000	233,200
246,000	248,000	74,800	346,000	348,000	154,800	446,000	448,000	234,800
248,000	250,000	76,400	348,000	350,000	156,400	448,000	450,000	236,400

(二)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
450,000	452,000	238,000	550,000	552,000	318,000	650,000	652,000	398,000
452,000	454,000	239,600	552,000	554,000	319,600	652,000	654,000	399,600
454,000	456,000	241,200	554,000	556,000	321,200	654,000	656,000	401,200
456,000	458,000	242,800	556,000	558,000	322,800	656,000	658,000	402,800
458,000	460,000	244,400	558,000	560,000	324,400	658,000	660,000	404,400
460,000	462,000	246,000	560,000	562,000	326,000	660,000	662,000	406,000
462,000	464,000	247,600	562,000	564,000	327,600	662,000	664,000	407,600
464,000	466,000	249,200	564,000	566,000	329,200	664,000	666,000	409,200
466,000	468,000	250,800	566,000	568,000	330,800	666,000	668,000	410,800
468,000	470,000	252,400	568,000	570,000	332,400	668,000	670,000	412,400
470,000	472,000	254,000	570,000	572,000	334,000	670,000	672,000	414,000
472,000	474,000	255,600	572,000	574,000	335,600	672,000	674,000	415,600
474,000	476,000	257,200	574,000	576,000	337,200	674,000	676,000	417,200
476,000	478,000	258,800	576,000	578,000	338,800	676,000	678,000	418,800
478,000	480,000	260,400	578,000	580,000	340,400	678,000	680,000	420,400
480,000	482,000	262,000	580,000	582,000	342,000	680,000	682,000	422,000
482,000	484,000	263,600	582,000	584,000	343,600	682,000	684,000	423,600
484,000	486,000	265,200	584,000	586,000	345,200	684,000	686,000	425,200
486,000	488,000	266,800	586,000	588,000	346,800	686,000	688,000	426,800
488,000	490,000	268,400	588,000	590,000	348,400	688,000	690,000	428,400
490,000	492,000	270,000	590,000	592,000	350,000	690,000	692,000	430,000
492,000	494,000	271,600	592,000	594,000	351,600	692,000	694,000	431,600
494,000	496,000	273,200	594,000	596,000	353,200	694,000	696,000	433,200
496,000	498,000	274,800	596,000	598,000	354,800	696,000	698,000	434,800
498,000	500,000	276,400	598,000	600,000	356,400	698,000	700,000	436,400
500,000	502,000	278,000	600,000	602,000	358,000	700,000	702,000	438,000
502,000	504,000	279,600	602,000	604,000	359,600	702,000	704,000	439,600
504,000	506,000	281,200	604,000	606,000	361,200	704,000	706,000	441,200
506,000	508,000	282,800	606,000	608,000	362,800	706,000	708,000	442,800
508,000	510,000	284,400	608,000	610,000	364,400	708,000	710,000	444,400
510,000	512,000	286,000	610,000	612,000	366,000	710,000	712,000	446,000
512,000	514,000	287,600	612,000	614,000	367,600	712,000	714,000	447,600
514,000	516,000	289,200	614,000	616,000	369,200	714,000	716,000	449,200
516,000	518,000	290,800	616,000	618,000	370,800	716,000	718,000	450,800
518,000	520,000	292,400	618,000	620,000	372,400	718,000	720,000	452,400
520,000	522,000	294,000	620,000	622,000	374,000	720,000	722,000	454,000
522,000	524,000	295,600	622,000	624,000	375,600	722,000	724,000	455,600
524,000	526,000	297,200	624,000	626,000	377,200	724,000	726,000	457,200
526,000	528,000	298,800	626,000	628,000	378,800	726,000	728,000	458,800
528,000	530,000	300,400	628,000	630,000	380,400	728,000	730,000	460,400
530,000	532,000	302,000	630,000	632,000	382,000	730,000	732,000	462,000
532,000	534,000	303,600	632,000	634,000	383,600	732,000	734,000	463,600
534,000	536,000	305,200	634,000	636,000	385,200	734,000	736,000	465,200
536,000	538,000	306,800	636,000	638,000	386,800	736,000	738,000	466,800
538,000	540,000	308,400	638,000	640,000	388,400	738,000	740,000	468,400
540,000	542,000	310,000	640,000	642,000	390,000	740,000	742,000	470,000
542,000	544,000	311,600	642,000	644,000	391,600	742,000	744,000	471,600
544,000	546,000	313,200	644,000	646,000	393,200	744,000	746,000	473,200
546,000	548,000	314,800	646,000	648,000	394,800	746,000	748,000	474,800
548,000	550,000	316,400	648,000	650,000	396,400	748,000	750,000	476,400

昭和四十八年四月六日 参議院会議録第十号 所得税法の一部を改正する法律案

(三)

給 与 等 の 金 額		給与所得控		給 与 等 の 金 額		給与所得控		給 与 等 の 金 額		給与所得控	
除後の給与		除後の給与		除後の給与		除後の給与		除後の給与		除後の給与	
以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満
等	の	金	額	等	の	金	額	等	の	金	額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
750,000	752,000	478,000	850,000	852,000	558,000	950,000	952,000	638,000			
752,000	754,000	479,600	852,000	854,000	559,600	952,000	954,000	639,600			
754,000	756,000	481,200	854,000	856,000	561,200	954,000	956,000	641,200			
756,000	758,000	482,800	856,000	858,000	562,800	956,000	958,000	642,800			
758,000	760,000	484,400	858,000	860,000	564,400	958,000	960,000	644,400			
760,000	762,000	486,000	860,000	862,000	566,000	960,000	962,000	646,000			
762,000	764,000	487,600	862,000	864,000	567,600	962,000	964,000	647,600			
764,000	766,000	489,200	864,000	866,000	569,200	964,000	966,000	649,200			
766,000	768,000	490,800	866,000	868,000	570,800	966,000	968,000	650,800			
768,000	770,000	492,400	868,000	870,000	572,400	968,000	970,000	652,400			
770,000	772,000	494,000	870,000	872,000	574,000	970,000	972,000	654,000			
772,000	774,000	495,600	872,000	874,000	575,600	972,000	974,000	655,600			
774,000	776,000	497,200	874,000	876,000	577,200	974,000	976,000	657,200			
776,000	778,000	498,800	876,000	878,000	578,800	976,000	978,000	658,800			
778,000	780,000	500,400	878,000	880,000	580,400	978,000	980,000	660,400			
780,000	782,000	502,000	880,000	882,000	582,000	980,000	982,000	662,000			
782,000	784,000	503,600	882,000	884,000	583,600	982,000	984,000	663,600			
784,000	786,000	505,200	884,000	886,000	585,200	984,000	986,000	665,200			
786,000	788,000	506,800	886,000	888,000	586,800	986,000	988,000	666,800			
788,000	790,000	508,400	888,000	890,000	588,400	988,000	990,000	668,400			
790,000	792,000	510,000	890,000	892,000	590,000	990,000	992,000	670,000			
792,000	794,000	511,600	892,000	894,000	591,600	992,000	994,000	671,600			
794,000	796,000	513,200	894,000	896,000	593,200	994,000	996,000	673,200			
796,000	798,000	514,800	896,000	898,000	594,800	996,000	998,000	674,800			
798,000	800,000	516,400	898,000	900,000	596,400	998,000	1,000,000	676,400			
800,000	802,000	518,000	900,000	902,000	598,000	1,000,000	1,002,000	678,000			
802,000	804,000	519,600	902,000	904,000	599,600	1,002,000	1,004,000	679,600			
804,000	806,000	521,200	904,000	906,000	601,200	1,004,000	1,006,000	681,200			
806,000	808,000	522,800	906,000	908,000	602,800	1,006,000	1,008,000	682,800			
808,000	810,000	524,400	908,000	910,000	604,400	1,008,000	1,010,000	684,400			
810,000	812,000	526,000	910,000	912,000	606,000	1,010,000	1,012,000	686,000			
812,000	814,000	527,600	912,000	914,000	607,600	1,012,000	1,014,000	687,600			
814,000	816,000	529,200	914,000	916,000	609,200	1,014,000	1,016,000	689,200			
816,000	818,000	530,800	916,000	918,000	610,800	1,016,000	1,018,000	690,800			
818,000	820,000	532,400	918,000	920,000	612,400	1,018,000	1,020,000	692,400			
820,000	822,000	534,000	920,000	922,000	614,000	1,020,000	1,022,000	694,000			
822,000	824,000	535,600	922,000	924,000	615,600	1,022,000	1,024,000	695,600			
824,000	826,000	537,200	924,000	926,000	617,200	1,024,000	1,026,000	697,200			
826,000	828,000	538,800	926,000	928,000	618,800	1,026,000	1,028,000	698,800			
828,000	830,000	540,400	928,000	930,000	620,400	1,028,000	1,030,000	700,400			
830,000	832,000	542,000	930,000	932,000	622,000	1,030,000	1,032,000	702,000			
832,000	834,000	543,600	932,000	934,000	623,600	1,032,000	1,034,000	703,600			
834,000	836,000	545,200	934,000	936,000	625,200	1,034,000	1,036,000	705,200			
836,000	838,000	546,800	936,000	938,000	626,800	1,036,000	1,038,000	706,800			
838,000	840,000	548,400	938,000	940,000	628,400	1,038,000	1,040,000	708,400			
840,000	842,000	550,000	940,000	942,000	630,000	1,040,000	1,042,000	710,000			
842,000	844,000	551,600	942,000	944,000	631,600	1,042,000	1,044,000	711,600			
844,000	846,000	553,200	944,000	946,000	633,200	1,044,000	1,046,000	713,200			
846,000	848,000	554,800	946,000	948,000	634,800	1,046,000	1,048,000	714,800			
848,000	850,000	556,400	948,000	950,000	636,400	1,048,000	1,050,000	716,400			

(四)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
		除後の給与			除後の給与			除後の給与
以	上	等	以	上	等	以	上	等
未	満	の金額	未	満	の金額	未	満	の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,050,000	1,052,000	718,000	1,150,000	1,152,000	798,000	1,250,000	1,252,000	880,400
1,052,000	1,054,000	719,600	1,152,000	1,154,000	799,600	1,252,000	1,254,000	882,050
1,054,000	1,056,000	721,200	1,154,000	1,156,000	801,200	1,254,000	1,256,000	883,700
1,056,000	1,058,000	722,800	1,156,000	1,158,000	802,850	1,256,000	1,258,000	885,350
1,058,000	1,060,000	724,400	1,158,000	1,160,000	804,500	1,258,000	1,260,000	887,000
1,060,000	1,062,000	726,000	1,160,000	1,162,000	806,150	1,260,000	1,262,000	888,650
1,062,000	1,064,000	727,600	1,162,000	1,164,000	807,800	1,262,000	1,264,000	890,300
1,064,000	1,066,000	729,200	1,164,000	1,166,000	809,450	1,264,000	1,266,000	891,950
1,066,000	1,068,000	730,800	1,166,000	1,168,000	811,100	1,266,000	1,268,000	893,600
1,068,000	1,070,000	732,400	1,168,000	1,170,000	812,750	1,268,000	1,270,000	895,250
1,070,000	1,072,000	734,000	1,170,000	1,172,000	814,400	1,270,000	1,272,000	896,900
1,072,000	1,074,000	735,600	1,172,000	1,174,000	816,050	1,272,000	1,274,000	898,550
1,074,000	1,076,000	737,200	1,174,000	1,176,000	817,700	1,274,000	1,276,000	900,200
1,076,000	1,078,000	738,800	1,176,000	1,178,000	819,350	1,276,000	1,278,000	901,850
1,078,000	1,080,000	740,400	1,178,000	1,180,000	821,000	1,278,000	1,280,000	903,500
1,080,000	1,082,000	742,000	1,180,000	1,182,000	822,650	1,280,000	1,282,000	905,150
1,082,000	1,084,000	743,600	1,182,000	1,184,000	824,300	1,282,000	1,284,000	906,800
1,084,000	1,086,000	745,200	1,184,000	1,186,000	825,950	1,284,000	1,286,000	908,450
1,086,000	1,088,000	746,800	1,186,000	1,188,000	827,600	1,286,000	1,288,000	910,100
1,088,000	1,090,000	748,400	1,188,000	1,190,000	829,250	1,288,000	1,290,000	911,750
1,090,000	1,092,000	750,000	1,190,000	1,192,000	830,900	1,290,000	1,292,000	913,400
1,092,000	1,094,000	751,600	1,192,000	1,194,000	832,550	1,292,000	1,294,000	915,050
1,094,000	1,096,000	753,200	1,194,000	1,196,000	834,200	1,294,000	1,296,000	916,700
1,096,000	1,098,000	754,800	1,196,000	1,198,000	835,850	1,296,000	1,298,000	918,350
1,098,000	1,100,000	756,400	1,198,000	1,200,000	837,500	1,298,000	1,300,000	920,000
1,100,000	1,102,000	758,000	1,200,000	1,202,000	839,150	1,300,000	1,302,000	921,650
1,102,000	1,104,000	759,600	1,202,000	1,204,000	840,800	1,302,000	1,304,000	923,300
1,104,000	1,106,000	761,200	1,204,000	1,206,000	842,450	1,304,000	1,306,000	924,950
1,106,000	1,108,000	762,800	1,206,000	1,208,000	844,100	1,306,000	1,308,000	926,600
1,108,000	1,110,000	764,400	1,208,000	1,210,000	845,750	1,308,000	1,310,000	928,250
1,110,000	1,112,000	766,000	1,210,000	1,212,000	847,400	1,310,000	1,312,000	929,900
1,112,000	1,114,000	767,600	1,212,000	1,214,000	849,050	1,312,000	1,314,000	931,550
1,114,000	1,116,000	769,200	1,214,000	1,216,000	850,700	1,314,000	1,316,000	933,200
1,116,000	1,118,000	770,800	1,216,000	1,218,000	852,350	1,316,000	1,318,000	934,850
1,118,000	1,120,000	772,400	1,218,000	1,220,000	854,000	1,318,000	1,320,000	936,500
1,120,000	1,122,000	774,000	1,220,000	1,222,000	855,650	1,320,000	1,322,000	938,150
1,122,000	1,124,000	775,600	1,222,000	1,224,000	857,300	1,322,000	1,324,000	939,800
1,124,000	1,126,000	777,200	1,224,000	1,226,000	858,950	1,324,000	1,326,000	941,450
1,126,000	1,128,000	778,800	1,226,000	1,228,000	860,600	1,326,000	1,328,000	943,100
1,128,000	1,130,000	780,400	1,228,000	1,230,000	862,250	1,328,000	1,330,000	944,750
1,130,000	1,132,000	782,000	1,230,000	1,232,000	863,900	1,330,000	1,332,000	946,400
1,132,000	1,134,000	783,600	1,232,000	1,234,000	865,550	1,332,000	1,334,000	948,050
1,134,000	1,136,000	785,200	1,234,000	1,236,000	867,200	1,334,000	1,336,000	949,700
1,136,000	1,138,000	786,800	1,236,000	1,238,000	868,850	1,336,000	1,338,000	951,350
1,138,000	1,140,000	788,400	1,238,000	1,240,000	870,500	1,338,000	1,340,000	953,000
1,140,000	1,142,000	790,000	1,240,000	1,242,000	872,150	1,340,000	1,342,000	954,650
1,142,000	1,144,000	791,600	1,242,000	1,244,000	873,800	1,342,000	1,344,000	956,300
1,144,000	1,146,000	793,200	1,244,000	1,246,000	875,450	1,344,000	1,346,000	957,950
1,146,000	1,148,000	794,800	1,246,000	1,248,000	877,100	1,346,000	1,348,000	959,600
1,148,000	1,150,000	796,400	1,248,000	1,250,000	878,750	1,348,000	1,350,000	961,250

(五)

給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
1,350,000	1,352,000	962,900	1,450,000	1,452,000	1,045,400	1,550,000	1,552,000	1,127,900
1,352,000	1,354,000	964,550	1,452,000	1,454,000	1,047,050	1,552,000	1,554,000	1,129,550
1,354,000	1,356,000	966,200	1,454,000	1,456,000	1,048,700	1,554,000	1,556,000	1,131,200
1,356,000	1,358,000	967,850	1,456,000	1,458,000	1,050,350	1,556,000	1,558,000	1,132,850
1,358,000	1,360,000	969,500	1,458,000	1,460,000	1,052,000	1,558,000	1,560,000	1,134,500
1,360,000	1,362,000	971,150	1,460,000	1,462,000	1,053,650	1,560,000	1,562,000	1,136,150
1,362,000	1,364,000	972,800	1,462,000	1,464,000	1,055,300	1,562,000	1,564,000	1,137,800
1,364,000	1,366,000	974,450	1,464,000	1,466,000	1,056,950	1,564,000	1,566,000	1,139,450
1,366,000	1,368,000	976,100	1,466,000	1,468,000	1,058,600	1,566,000	1,568,000	1,141,100
1,368,000	1,370,000	977,750	1,468,000	1,470,000	1,060,250	1,568,000	1,570,000	1,142,750
1,370,000	1,372,000	979,400	1,470,000	1,472,000	1,061,900	1,570,000	1,572,000	1,144,400
1,372,000	1,374,000	981,050	1,472,000	1,474,000	1,063,550	1,572,000	1,574,000	1,146,050
1,374,000	1,376,000	982,700	1,474,000	1,476,000	1,065,200	1,574,000	1,576,000	1,147,700
1,376,000	1,378,000	984,350	1,476,000	1,478,000	1,066,850	1,576,000	1,578,000	1,149,350
1,378,000	1,380,000	986,000	1,478,000	1,480,000	1,068,500	1,578,000	1,580,000	1,151,000
1,380,000	1,382,000	987,650	1,480,000	1,482,000	1,070,150	1,580,000	1,582,000	1,152,650
1,382,000	1,384,000	989,300	1,482,000	1,484,000	1,071,800	1,582,000	1,584,000	1,154,300
1,384,000	1,386,000	990,950	1,484,000	1,486,000	1,073,450	1,584,000	1,586,000	1,155,950
1,386,000	1,388,000	992,600	1,486,000	1,488,000	1,075,100	1,586,000	1,588,000	1,157,600
1,388,000	1,390,000	994,250	1,488,000	1,490,000	1,076,750	1,588,000	1,590,000	1,159,250
1,390,000	1,392,000	995,900	1,490,000	1,492,000	1,078,400	1,590,000	1,592,000	1,160,900
1,392,000	1,394,000	997,550	1,492,000	1,494,000	1,080,050	1,592,000	1,594,000	1,162,550
1,394,000	1,396,000	999,200	1,494,000	1,496,000	1,081,700	1,594,000	1,596,000	1,164,200
1,396,000	1,398,000	1,000,850	1,496,000	1,498,000	1,083,350	1,596,000	1,598,000	1,165,850
1,398,000	1,400,000	1,002,500	1,498,000	1,500,000	1,085,000	1,598,000	1,600,000	1,167,500
1,400,000	1,402,000	1,004,150	1,500,000	1,502,000	1,086,650	1,600,000	1,602,000	1,169,150
1,402,000	1,404,000	1,005,800	1,502,000	1,504,000	1,088,300	1,602,000	1,604,000	1,170,800
1,404,000	1,406,000	1,007,450	1,504,000	1,506,000	1,089,950	1,604,000	1,606,000	1,172,450
1,406,000	1,408,000	1,009,100	1,506,000	1,508,000	1,091,600	1,606,000	1,608,000	1,174,100
1,408,000	1,410,000	1,010,750	1,508,000	1,510,000	1,093,250	1,608,000	1,610,000	1,175,750
1,410,000	1,412,000	1,012,400	1,510,000	1,512,000	1,094,900	1,610,000	1,612,000	1,177,400
1,412,000	1,414,000	1,014,050	1,512,000	1,514,000	1,096,550	1,612,000	1,614,000	1,179,050
1,414,000	1,416,000	1,015,700	1,514,000	1,516,000	1,098,200	1,614,000	1,616,000	1,180,700
1,416,000	1,418,000	1,017,350	1,516,000	1,518,000	1,099,850	1,616,000	1,618,000	1,182,350
1,418,000	1,420,000	1,019,000	1,518,000	1,520,000	1,101,500	1,618,000	1,620,000	1,184,000
1,420,000	1,422,000	1,020,650	1,520,000	1,522,000	1,103,150	1,620,000	1,622,000	1,185,650
1,422,000	1,424,000	1,022,300	1,522,000	1,524,000	1,104,800	1,622,000	1,624,000	1,187,300
1,424,000	1,426,000	1,023,950	1,524,000	1,526,000	1,106,450	1,624,000	1,626,000	1,188,950
1,426,000	1,428,000	1,025,600	1,526,000	1,528,000	1,108,100	1,626,000	1,628,000	1,190,600
1,428,000	1,430,000	1,027,250	1,528,000	1,530,000	1,109,750	1,628,000	1,630,000	1,192,250
1,430,000	1,432,000	1,028,900	1,530,000	1,532,000	1,111,400	1,630,000	1,632,000	1,193,900
1,432,000	1,434,000	1,030,550	1,532,000	1,534,000	1,113,050	1,632,000	1,634,000	1,195,550
1,434,000	1,436,000	1,032,200	1,534,000	1,536,000	1,114,700	1,634,000	1,636,000	1,197,200
1,436,000	1,438,000	1,033,850	1,536,000	1,538,000	1,116,350	1,636,000	1,638,000	1,198,850
1,438,000	1,440,000	1,035,500	1,538,000	1,540,000	1,118,000	1,638,000	1,640,000	1,200,500
1,440,000	1,442,000	1,037,150	1,540,000	1,542,000	1,119,650	1,640,000	1,642,000	1,202,150
1,442,000	1,444,000	1,038,800	1,542,000	1,544,000	1,121,300	1,642,000	1,644,000	1,203,800
1,444,000	1,446,000	1,040,450	1,544,000	1,546,000	1,122,950	1,644,000	1,646,000	1,205,450
1,446,000	1,448,000	1,042,100	1,546,000	1,548,000	1,124,600	1,646,000	1,648,000	1,207,100
1,448,000	1,450,000	1,043,750	1,548,000	1,550,000	1,126,250	1,648,000	1,650,000	1,208,750

(六)

給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,650,000	1,652,000	1,210,400	1,750,000	1,752,000	1,300,250	1,850,000	1,852,000	1,390,250
1,652,000	1,654,000	1,212,050	1,752,000	1,754,000	1,302,050	1,852,000	1,854,000	1,392,050
1,654,000	1,656,000	1,213,850	1,754,000	1,756,000	1,303,850	1,854,000	1,856,000	1,393,850
1,656,000	1,658,000	1,215,650	1,756,000	1,758,000	1,305,650	1,856,000	1,858,000	1,395,650
1,658,000	1,660,000	1,217,450	1,758,000	1,760,000	1,307,450	1,858,000	1,860,000	1,397,450
1,660,000	1,662,000	1,219,250	1,760,000	1,762,000	1,309,250	1,860,000	1,862,000	1,399,250
1,662,000	1,664,000	1,221,050	1,762,000	1,764,000	1,311,050	1,862,000	1,864,000	1,401,050
1,664,000	1,666,000	1,222,850	1,764,000	1,766,000	1,312,850	1,864,000	1,866,000	1,402,850
1,666,000	1,668,000	1,224,650	1,766,000	1,768,000	1,314,650	1,866,000	1,868,000	1,404,650
1,668,000	1,670,000	1,226,450	1,768,000	1,770,000	1,316,450	1,868,000	1,870,000	1,406,450
1,670,000	1,672,000	1,228,250	1,770,000	1,772,000	1,318,250	1,870,000	1,872,000	1,408,250
1,672,000	1,674,000	1,230,050	1,772,000	1,774,000	1,320,050	1,872,000	1,874,000	1,410,050
1,674,000	1,676,000	1,231,850	1,774,000	1,776,000	1,321,850	1,874,000	1,876,000	1,411,850
1,676,000	1,678,000	1,233,650	1,776,000	1,778,000	1,323,650	1,876,000	1,878,000	1,413,650
1,678,000	1,680,000	1,235,450	1,778,000	1,780,000	1,325,450	1,878,000	1,880,000	1,415,450
1,680,000	1,682,000	1,237,250	1,780,000	1,782,000	1,327,250	1,880,000	1,882,000	1,417,250
1,682,000	1,684,000	1,239,050	1,782,000	1,784,000	1,329,050	1,882,000	1,884,000	1,419,050
1,684,000	1,686,000	1,240,850	1,784,000	1,786,000	1,330,850	1,884,000	1,886,000	1,420,850
1,686,000	1,688,000	1,242,650	1,786,000	1,788,000	1,332,650	1,886,000	1,888,000	1,422,650
1,688,000	1,690,000	1,244,450	1,788,000	1,790,000	1,334,450	1,888,000	1,890,000	1,424,450
1,690,000	1,692,000	1,246,250	1,790,000	1,792,000	1,336,250	1,890,000	1,892,000	1,426,250
1,692,000	1,694,000	1,248,050	1,792,000	1,794,000	1,338,050	1,892,000	1,894,000	1,428,050
1,694,000	1,696,000	1,249,850	1,794,000	1,796,000	1,339,850	1,894,000	1,896,000	1,429,850
1,696,000	1,698,000	1,251,650	1,796,000	1,798,000	1,341,650	1,896,000	1,898,000	1,431,650
1,698,000	1,700,000	1,253,450	1,798,000	1,800,000	1,343,450	1,898,000	1,900,000	1,433,450
1,700,000	1,702,000	1,255,250	1,800,000	1,802,000	1,345,250	1,900,000	1,902,000	1,435,250
1,702,000	1,704,000	1,257,050	1,802,000	1,804,000	1,347,050	1,902,000	1,904,000	1,437,050
1,704,000	1,706,000	1,258,850	1,804,000	1,806,000	1,348,850	1,904,000	1,906,000	1,438,850
1,706,000	1,708,000	1,260,650	1,806,000	1,808,000	1,350,650	1,906,000	1,908,000	1,440,650
1,708,000	1,710,000	1,262,450	1,808,000	1,810,000	1,352,450	1,908,000	1,910,000	1,442,450
1,710,000	1,712,000	1,264,250	1,810,000	1,812,000	1,354,250	1,910,000	1,912,000	1,444,250
1,712,000	1,714,000	1,266,050	1,812,000	1,814,000	1,356,050	1,912,000	1,914,000	1,446,050
1,714,000	1,716,000	1,267,850	1,814,000	1,816,000	1,357,850	1,914,000	1,916,000	1,447,850
1,716,000	1,718,000	1,269,650	1,816,000	1,818,000	1,359,650	1,916,000	1,918,000	1,449,650
1,718,000	1,720,000	1,271,450	1,818,000	1,820,000	1,361,450	1,918,000	1,920,000	1,451,450
1,720,000	1,722,000	1,273,250	1,820,000	1,822,000	1,363,250	1,920,000	1,922,000	1,453,250
1,722,000	1,724,000	1,275,050	1,822,000	1,824,000	1,365,050	1,922,000	1,924,000	1,455,050
1,724,000	1,726,000	1,276,850	1,824,000	1,826,000	1,366,850	1,924,000	1,926,000	1,456,850
1,726,000	1,728,000	1,278,650	1,826,000	1,828,000	1,368,650	1,926,000	1,928,000	1,458,650
1,728,000	1,730,000	1,280,450	1,828,000	1,830,000	1,370,450	1,928,000	1,930,000	1,460,450
1,730,000	1,732,000	1,282,250	1,830,000	1,832,000	1,372,250	1,930,000	1,932,000	1,462,250
1,732,000	1,734,000	1,284,050	1,832,000	1,834,000	1,374,050	1,932,000	1,934,000	1,464,050
1,734,000	1,736,000	1,285,850	1,834,000	1,836,000	1,375,850	1,934,000	1,936,000	1,465,850
1,736,000	1,738,000	1,287,650	1,836,000	1,838,000	1,377,650	1,936,000	1,938,000	1,467,650
1,738,000	1,740,000	1,289,450	1,838,000	1,840,000	1,379,450	1,938,000	1,940,000	1,469,450
1,740,000	1,742,000	1,291,250	1,840,000	1,842,000	1,381,250	1,940,000	1,942,000	1,471,250
1,742,000	1,744,000	1,293,050	1,842,000	1,844,000	1,383,050	1,942,000	1,944,000	1,473,050
1,744,000	1,746,000	1,294,850	1,844,000	1,846,000	1,384,850	1,944,000	1,946,000	1,474,850
1,746,000	1,748,000	1,296,650	1,846,000	1,848,000	1,386,650	1,946,000	1,948,000	1,476,650
1,748,000	1,750,000	1,298,450	1,848,000	1,850,000	1,388,450	1,948,000	1,950,000	1,478,450

(七)

給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以	上 未 満		以	上 未 満		以	上 未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	
1,950,000	1,952,000	1,480,250	1,990,000	1,992,000	1,516,250	4,152,500	6,152,500	給与等の金額に 96%を乗じて算 出した金額から 463,900 円を控 除した金額
1,952,000	1,954,000	1,482,050	1,992,000	1,994,000	1,518,050			
1,954,000	1,956,000	1,483,850	1,994,000	1,996,000	1,519,850			
1,956,000	1,958,000	1,485,650	1,996,000	1,998,000	1,521,650			
1,958,000	1,960,000	1,487,450	1,998,000	2,000,000	1,523,450			
1,960,000	1,962,000	1,489,250	2,000,000	2,152,500	給与等の金額に 90%を乗じて算 出した金額から 274,750 円を控 除した金額	6,152,500 円以上		給与等の金額か ら 710,000 円を 控除した金額
1,962,000	1,964,000	1,491,050						
1,964,000	1,966,000	1,492,850						
1,966,000	1,968,000	1,494,650						
1,968,000	1,970,000	1,496,450						
1,970,000	1,972,000	1,498,250	2,152,500	3,152,500	給与等の金額に 91%を乗じて算 出した金額から 296,275 円を控 除した金額			
1,972,000	1,974,000	1,500,050						
1,974,000	1,976,000	1,501,850						
1,976,000	1,978,000	1,503,650						
1,978,000	1,980,000	1,505,450						
1,980,000	1,982,000	1,507,250	3,152,500	4,152,500	給与等の金額に 95%を乗じて算 出した金額から 422,375 円を控 除した金額			
1,982,000	1,984,000	1,509,050						
1,984,000	1,986,000	1,510,850						
1,986,000	1,988,000	1,512,650						
1,988,000	1,990,000	1,514,450						

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。この場合において、給与等の金額が2,000,000円以上の居住者の給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める給与所得控除後の給与等の金額とする。

族		等		の		数	
4	人	5	人	6	人	7	人 以 上
税 総 所 得 金 額 等							
以	上	未	満	以	上	未	満
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
354	千円未満			378	千円未満		
				378	670	378	770
354	670	570	930	670	1,080	770	1,350
670	1,500	930	2,170	1,080	2,710	1,350	3,010
1,500	2,910	2,170	3,930	2,710	5,120	3,010	5,620
2,910	9,370	3,930	10,870	5,120	13,160	5,620	14,660
9,370	20,000	10,870	20,000	13,160	20,000	14,660	20,000

得税に係る予定納税基準額の計算の特例)に規定する課税総所得金額等をいう。

の必要経費の特例等)の規定の適用を受けた同項に規定する事業専従者、旧法第八十三条(配偶者控除)の規定のう。

一号に掲げる金額から2万円を控除した金額が昭和48年分の所得税に係る予定納税基準額である。

附則別表第二 昭和48年分の所得税に係る予定納税基準額の算出率の表

昭和47年分の課税総所得金額等に係る所得税の額に乘すべき率	扶 養 親											
	0 人		1 人		2 人		3 人					
	昭和47年分の課											
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
%	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0	312	千円未満	318	千円未満	336	千円未満	354	千円未満				
80												
85							354			520		
90					336	670	520			1,080		
95			318	570	670	1,300	1,080			2,170		
97	312	930	570	2,170	1,300	5,120	2,170			7,380		
99	930	20,000	2,170	20,000	5,120	20,000	7,380			20,000		

(注)

- (一) この表は、昭和47年分の課税総所得金額等が2,000万円未満である者について適用する表である。
- (二) この表における用語については、次に定めるところによる。
- (1) 「昭和47年分の課税総所得金額等」とは、附則第五条第一項第二号（昭和四十八年分及び昭和四十九年分の所
 - (2) 「扶養親族等の数」とは、昭和47年分の所得税につき旧法第五十七条第三項（事業に専従する親族がある場合適用を受けた控除対象配偶者及び旧法第八十四条（扶養控除）の規定の適用を受けた扶養親族の数の合計をい
- (三) 昭和47年分の課税総所得金額等が2,000万円以上である者については、この表によらず、附則第五条第一項第

族		等		の		数									
4人		5人		6人		7人以上									
税		総		所		得		金		額		等			
以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満
	千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
	336	千円未満			336	千円未満			336	千円未満			336	千円未満	
	336		470		336		570		336		670		336		880
	470		840		570		1,010		670		1,300		880		1,470
	840		1,300		1,010		1,700		1,300		2,170		1,470		2,660
	1,300		5,000		1,700		5,000		2,170		5,000		2,660		5,000

係る予定納税基準額の計算の特例)において準用する同条第一項第二号に規定する課税総所得金額等をいう。

び所得控除等に係る特例)の規定により読み替えられた新法第五十七条第三項(事業に専従する親族がある場合の必
 られた新法第八十三条(配偶者控除)の規定の適用を受けた控除対象配偶者及び附則第三条第二項の規定により読み

いて準用する同条第一項第一号に掲げる金額から4,000円を控除した金額が昭和49年分の所得税に係る予定納税基準

附則別表第三 昭和49年分の所得税に係る予定納税基準額の算出率の表

昭和48年分の課税総所得金額等に係る所得税の額に乘すべき率	扶 養 親									
	0 人		1 人		2 人		3 人			
	昭 和 48 年 分 の 課									
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
0 %	千円 306	千円 未満	千円 312	千円 未満	千円 312	千円 未満	千円 318	千円 未満		
90										
95									318	570
97			312	570	312	740	570	930		
99	306	5,000	570	5,000	740	5,000	930	5,000		

(注)

(一) この表は、昭和48年分の課税総所得金額等が500万円未満である者について適用する表である。

(二) この表における用語については、次に定めるところによる。

(1) 「昭和48年分の課税総所得金額等」とは、附則第五条第五項（昭和四十八年分及び昭和四十九年分の所得税に

(2) 「扶養親族等の数」とは、昭和48年分の所得税につき附則第三条第二項（昭和四十八年分の給与所得の金額及要経費の特例等）の規定の適用を受けた同項に規定する事業専従者、附則第三条第二項の規定により読み替え替えられた新法第八十四条（扶養控除）の規定の適用を受けた扶養親族の数の合計をいう。

(三) 昭和48年分の課税総所得金額等が500万円以上である者については、この表によらず、附則第五条第五項に額である。

昭和四十八年四月六日 参議院會議録第十号

所得税法の一部を改正する法律案 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

〔藤田正明君登壇、拍手〕

○藤田正明君 ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、税制調査会の答申に基づき、昭和四十八年度税制改正の一環として、平年度三千五百四十八億円となる減税を行なうとするものであります。

その内容は、第一に、最近における所得、物価水準の推移を考慮して、中小所得者を中心とした所得負担の軽減をはかるため、課税最低限の引き上げを行なうものであります。すなわち、基礎控除額、配偶者控除額をそれぞれ二十万円より二十一万円に引き上げるほか、扶養控除額、給与所得控除額等を引き上げることにによりまして、夫婦二人の給与所得者の場合、課税最低限は、現行の約百三万円から約百十四万円に引き上げられることとなります。

第二に、障害者控除等の所得控除額、退職所得の特別控除額、寄付金控除の限度額をそれぞれ引き上げる等、所要の規定の整備合理化をはかつております。

委員会におきましては、租税の公平負担をめぐむる諸問題、租税の自然増収と減税の規模、所得税負担と給与所得控除、消費者物価の見直しと年度内減税、未成年者・勤労学生等に対する課税の軽減方法等について質疑が行なわれましたが、それらの詳細は会議録に譲りたいと存じますが、それらに質疑終了後、土屋委員より、本法律案の施行期日を「公布の日」と改める旨の修正案が提出されました。

次いで、修正案並びに原案について討論に入りましたところ、日本社会党を代表して竹田四郎委員より、公明党を代表して多田委員より、民社党を代表して栗林委員より、日本共産党を代表して星野委員より、それぞれ反対、自由民主党を代表して嶋崎委員より賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、修正案及び修正部分を除く原案について順次採決の結果、いずれも多数をもって可決され、よって、本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、山崎昇委員より、各派共同の附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

とに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河野謙三君) 過半数と認められます。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第四 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長永野謙雄君。

〔審査報告書は都合により第十三号末尾に掲載〕

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和四十八年三月二十七日
衆議院議長 中村 梅吉
参議院議長 河野 謙三殿

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案
国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。
第三条に次の一項を加える。
2 「国民の祝日」が日曜日にあたるときは、その翌日を休日とする。

附則
(施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。

1 (検査審査会法の一部改正)
2 (検査審査会法(昭和二十三年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。
第十三条第二項中「日曜日」の下に「又は国民の祝日」に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日」を、「前日」の下に「(その前日)が日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときは、その前日」を加える。

3 (一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)
一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

する。
第十七条第三項中「規定する日」を「規定する休日(第十四条第四項又は第五項の規定に基づき日曜日以外の日を勤務を要しない日と定められている職員にあつては、当該休日が勤務を要しない日に当たるときは、人事院規則で定める日)に改める。

4 (勲章給付法の一部改正)
勲章給付法(昭和二十六年法律第三百十号)の一部を次のように改正する。
第十三条第四項中「翌日」が祝日又は日曜日に当たるときは、翌翌日」を削り、同項に次のただし書を加える。
ただし、当該届出期限の日が国民の祝日にあつて、当該届出期限の日が国民の祝日又は日曜日に規定する休日又は日曜日に当たるときは、その日の翌日をもって当該届出期限の日とする。

5 (特許法の一部改正)
特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。
第三条第二項中「国民の祝日」を「国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日」に改める。

〔永野謙雄君登壇、拍手〕
○永野謙雄君 ただいま議題となりました国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国民の祝日が日曜日に当たるときは、その翌日を休日とすることとし、祝日、日曜日にともに、それぞれ平常の勤務を離れた日として確保できるようにいたそうとするものであります。

委員会におきましては、本改正案を提案するに至った経緯、中小企業に対する配慮、週休二日制及び学校五日制並びに余暇利用に対する条件整備等の問題について熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河野謙三君) 総員起立と認められます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。本日(これは)に散会いたします。

午前十時十五分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 古池 | 杉原 | 植竹 | 大森 | 小笠 | 宮崎 | 河本 | 安田 | 石本 | 亀井 | 若林 | 山崎 | 中山 | 橋本 | 細川 | 中西 | 松岡 | 小島 | 向井 | 二宮 | 宮崎 | 熊谷 | 中沢 | 玉置 | 木島 | 矢追 | 中村 | 原田 | 藤原 | 山田 | 堀田 |
| 信三 | 荒太 | 春彦 | 光教 | 久司 | 正雄 | 陽一 | 謙吾 | 隆明 | 茂君 | 善彰 | 正武 | 五郎 | 太郎 | 繁藏 | 一郎 | 克由 | 邦太郎 | 長年 | 文造 | 正義 | 正三 | 伊三 | 昭範 | 猛夫 | 則夫 | 利次 | 恒男 | 房雄 | 啓典 | 森 |
| 堀田 | 上原 | 青木 | 白井 | 堀本 | 山内 | 丸茂 | 源田 | 佐藤 | 長田 | 久次 | 長屋 | 永野 | 竹内 | 中村 | 原 | 健男 | 登美 | 村尾 | 多田 | 濱田 | 中尾 | 川上 | 黒柳 | 今 | 阿部 | 上林 | 沢田 | 栗林 | 野末 | 河野 |
| 十一郎 | 正弘 | 一男 | 一男 | 宜実 | 文治 | 重貞 | 実 | 隆 | 裕二 | 健太郎 | 茂君 | 鎮雄 | 藤男 | 文二 | 健男 | 登美 | 重雄 | 重雄 | 省吾 | 幸雄 | 幸雄 | 辰雄 | 為治 | 春雄 | 憲一 | 憲一 | 憲一 | 幸男 | 和彦 | 謙三 |

昭和四十八年四月六日 参議院会議録第十号 議長の報告事項

須藤	小林	鈴木	田中	和	鈴木	小谷	須原	辻	羽生	田口	森	山下	平島	松永	土屋	野々山	藤田	戸田	嶋崎	後藤	吉武	安井	伊藤	大谷	米田	德永	高橋	岩動	寺本	佐田	高橋	增田	鈴木																									
五郎君	武君	力君	美子君	静夫君	美枝子君	昭二君	昭二君	一彦君	哲三君	長治郎君	元治郎君	春江君	敏夫君	忠二君	義彦君	又三君	正明君	清充君	均君	憲司君	謙君	五郎君	藤之助君	正文君	正利君	文五郎君	道行君	広作君	一郎君	龍之助君	邦雄君	盛君	省吾君																									
現照君	英行君	清一君	大願君	英一君	淨君	進君	強君	道子君	昇君	一郎君	英男君	利壽君	守義君	尚治君	正俊君	涉君	良平君	正英君	一雄君	二平君	真君	信一君	祐一君	俊二君	三郎君	敬三郎君	太郎君	八郎君	平井	西田	郡	塩見	山本	伊部	川野	片山	工藤	今泉	杉原	平泉	摘	西村	森中	山中	本村	山崎	入木	藤原	鈴木	加藤	神沢	松本	塚田	川村	星野	瀬谷	渡辺	竹田
現照君	英行君	清一君	大願君	英一君	淨君	進君	強君	道子君	昇君	一郎君	英男君	利壽君	守義君	尚治君	正俊君	涉君	良平君	正英君	一雄君	二平君	真君	信一君	祐一君	俊二君	三郎君	敬三郎君	太郎君	八郎君	平井	西田	郡	塩見	山本	伊部	川野	片山	工藤	今泉	杉原	平泉	摘	西村	森中	山中	本村	山崎	入木	藤原	鈴木	加藤	神沢	松本	塚田	川村	星野	瀬谷	渡辺	竹田
現照君	英行君	清一君	大願君	英一君	淨君	進君	強君	道子君	昇君	一郎君	英男君	利壽君	守義君	尚治君	正俊君	涉君	良平君	正英君	一雄君	二平君	真君	信一君	祐一君	俊二君	三郎君	敬三郎君	太郎君	八郎君	平井	西田	郡	塩見	山本	伊部	川野	片山	工藤	今泉	杉原	平泉	摘	西村	森中	山中	本村	山崎	入木	藤原	鈴木	加藤	神沢	松本	塚田	川村	星野	瀬谷	渡辺	竹田
現照君	英行君	清一君	大願君	英一君	淨君	進君	強君	道子君	昇君	一郎君	英男君	利壽君	守義君	尚治君	正俊君	涉君	良平君	正英君	一雄君	二平君	真君	信一君	祐一君	俊二君	三郎君	敬三郎君	太郎君	八郎君	平井	西田	郡	塩見	山本	伊部	川野	片山	工藤	今泉	杉原	平泉	摘	西村	森中	山中	本村	山崎	入木	藤原	鈴木	加藤	神沢	松本	塚田	川村	星野	瀬谷	渡辺	竹田
現照君	英行君	清一君	大願君	英一君	淨君	進君	強君	道子君	昇君	一郎君	英男君	利壽君	守義君	尚治君	正俊君	涉君	良平君	正英君	一雄君	二平君	真君	信一君	祐一君	俊二君	三郎君	敬三郎君	太郎君	八郎君	平井	西田	郡	塩見	山本	伊部	川野	片山	工藤	今泉	杉原	平泉	摘	西村	森中	山中	本村	山崎	入木	藤原	鈴木	加藤	神沢	松本	塚田	川村	星野	瀬谷	渡辺	竹田
現照君	英行君	清一君	大願君	英一君	淨君	進君	強君	道子君	昇君	一郎君	英男君	利壽君	守義君	尚治君	正俊君	涉君	良平君	正英君	一雄君	二平君	真君	信一君	祐一君	俊二君	三郎君	敬三郎君	太郎君	八郎君	平井	西田	郡	塩見	山本	伊部	川野	片山	工藤	今泉	杉原	平泉	摘	西村	森中	山中	本村	山崎	入木	藤原	鈴木	加藤	神沢	松本	塚田	川村	星野	瀬谷	渡辺	竹田
現照君	英行君	清一君	大願君	英一君	淨君	進君	強君	道子君	昇君	一郎君	英男君	利壽君	守義君	尚治君	正俊君	涉君	良平君	正英君	一雄君	二平君	真君	信一君	祐一君	俊二君	三郎君	敬三郎君	太郎君	八郎君	平井	西田	郡	塩見	山本	伊部	川野	片山	工藤	今泉	杉原	平泉	摘	西村	森中	山中	本村	山崎	入木	藤原	鈴木	加藤	神沢	松本	塚田	川村	星野	瀬谷	渡辺	竹田
現照君	英行君	清一君	大願君	英一君	淨君	進君	強君	道子君	昇君	一郎君	英男君	利壽君	守義君	尚治君	正俊君	涉君	良平君	正英君	一雄君	二平君	真君	信一君	祐一君	俊二君	三郎君	敬三郎君	太郎君	八郎君	平井	西田	郡	塩見	山本	伊部	川野	片山	工藤	今泉	杉原	平泉	摘	西村	森中	山中	本村	山崎	入木	藤原	鈴木	加藤	神沢	松本	塚田	川村	星野	瀬谷	渡辺	竹田
現照君	英行君	清一君	大願君	英一君	淨君	進君	強君	道子君	昇君	一郎君	英男君</																																															

横川 正市君	戸叶 武君
小柳 勇君	河田 賢治君
岩間 正男君	加瀬 完治君
吉田忠三郎君	小野 明君
田中 一君	成瀬 幡治君
野坂 参三君	
國務大臣	
法務大臣	田中伊三次君
外務大臣	大平 正芳君
大藏大臣	愛知 揆一君
國務總理府總務長官	坪川 信三君

議長の報告事項

去る三月三十一日議長において、左の常任委員の、

法務委員	鶴園 哲夫君
大藏委員	多田 省吾君
農林水産委員	沢田 実君
逓信委員	鈴木 強君
予算委員	長屋 茂君
同	田中寿美子君
同	前川 旦君
同	塩出 啓典君
同	三木 忠雄君
同	木島 則夫君
同	岩間 正男君
同	渡辺 武君
同	塚田 大願君
決算委員	鶴園 哲夫君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	鈴木 強君
内閣委員	沢田 実君
法務委員	多田 省吾君
大藏委員	初村瀧一郎君
農林水産委員	宮之原貞光君
予算委員	杉原 一雄君
同	上林繁次郎君
同	沢田 実君
同	向井 長年君
同	塚田 大願君
同	加藤 進君
同	岩間 正男君
決算委員	
同日委員会において当選した理事は左の通りである。	
予算委員会	

議院運営委員會
理事 田淵 哲也君(田淵哲也君の補欠)
理事 向井 長年君(向井長年君の補欠)
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

国土総合開発法案
同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。
北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法
及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の
一部を改正する法律案
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和四十八年度一般会計暫定予算
昭和四十八年度特別会計暫定予算
昭和四十八年度政府関係機関暫定予算
相続税法の一部を改正する法律案
有価証券取引税法の一部を改正する法律案
資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律案
関税定率法等の一部を改正する法律案
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

漁港整備計画の変更について承認を求めるの件
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
同日国会において議決した左の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

昭和四十八年度一般会計暫定予算
昭和四十八年度特別会計暫定予算
昭和四十八年度政府関係機関暫定予算
同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

相続税法の一部を改正する法律
有価証券取引税法の一部を改正する法律
資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律
関税定率法等の一部を改正する法律
同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

漁港整備計画の変更について承認を求めるの件
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
同日議長は、社会保障制度審議会委員本院議員大橋和孝君及び同小平芳平君の同審議会委員の任期

に通知した。

記

参議院議員 中村 英男君
同 小平 芳平君
去る二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員 沢田 実君
農林水産委員 多田 省吾君
予算委員 初村瀧一郎君
同 宮之原貞光君
同 上林繁次郎君
同 沢田 実君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

大蔵委員 多田 省吾君
農林水産委員 沢田 実君
予算委員 長屋 茂君
同 田中寿美子君
同 三木 忠雄君
同 阿部 憲一君
同 木島 則夫君
去る三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 玉置 猛夫君
法務委員 木島 義夫君
同 小枝 一雄君
同 野坂 参三君
同 向井 長年君
同 梶木 又三君
同 中沢伊登子君
同 塚田 大願君
同 塚田 十一郎君
同 中村 慎二君
同 三木 忠雄君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員 塚田 十一郎君
法務委員 梶木 又三君
同 中村 慎二君
同 塚田 大願君
同 中沢伊登子君
同 木島 義夫君
同 向井 長年君
同 野坂 参三君
同 玉置 猛夫君
通信委員

